

※基本 UD フォント等配慮したフォントにします。

別冊 1

(素案・未定稿)

第3期 野洲市地域福祉基本計画

ふだんのくらしのしあわせ計画

～みんなで育む 安心のまち～

(仮称3)

(仮称1) ふだんのくらしのしあわせ計画

～みんなで創ろう！安心なまち～

(仮称2) みんなで育む安心のやす福祉プラン

イラストなど

野 洲 市

(オール野洲市のイメージ)

調整ページ

実際には印刷しません。

2 ページ集約印刷した場合、
見開きになるように調整するためのページです。

目 次（最終に調整します）

第1章 計画策定にあたって	1
1 「福祉（ふくし）」とは	1
2 地域福祉の背景 現状分析として簡単に全国的な流れ	3
3 地域のとらえ方	7
4 計画の位置づけ	8
5 計画の期間	9
6 計画の策定体制	9
7 【参考】地域福祉に関わる国の動向	11
第2章 野洲市の地域特性	13
1 野洲市の概況	13
2 統計データ等からみる野洲市の現状	14
(1) 人口・世帯数の状況	14
(2) 支援が必要な人の状況	18
3 タウンミーティング等からみる野洲市の現状 ⇒社協による加筆	21
(1) 実施概要	21
(2) 意見の集約と分析	22
(3) 4つのテーマごとの集計とテキストマイニングから見えた方向性.....	26
4 野洲市の地域福祉をめぐる課題	エラー！ブックマークが定義されていません。
(1) 人口減少社会の到来による現役世代の減少への対応エラー！ ブックマークが定義されていません。	
(2) 地域における支えあいの仕組みづくり エラー！ブックマークが定義されていません。	
(3) 多様な機関と連携・協働し支援するための仕組みへの転換エラー！ ブックマークが定義されていません。	

第3章 計画の基本的な考え方	27
1 基本理念	27
2 基本方針	28
3 基本目標	29
【基本目標Ⅰ】ともに支えあう地域づくり ～市民の主体的な地域福祉活動の推進～.....	29
【基本目標Ⅱ】地域生活を支える仕組みづくり ～安心して相談できる体制～.....	29
【基本目標Ⅲ】地域と連携した福祉活動の推進	29
4 施策の体系	30
第4章 計画の展開	31
基本目標Ⅰ ともに支えあう地域づくり ～市民の主体的な地域福祉活動の推進～.....	31
(1) 安心して暮らせる地域づくり	31
(2) 地域の中の生きがい(役割)づくり(相互に認め合う関係づくり)	37
基本目標Ⅱ 地域生活を支える仕組みづくり ～安心して相談できる体制～.....	39
(1) 断らない相談支援体制づくり	39
(2) 必要な福祉サービス等を届ける仕組みづくり	45
(3) 市民の権利を守る体制づくり	47
基本目標Ⅲ 地域と連携した福祉活動の推進	49
(1) 世代や分野を超えたつながりで創る地域づくり	49
(2) 市民・自治会・事業者・行政等の連携・協働	51
第5章 計画の推進に向けて	54
1 計画の推進体制	54
2 計画の評価・検証	54
資料編	55
1 策定委員会設置要綱	55
2 策定委員会委員名簿	55
3 用語解説	55

第1章 計画策定にあたって

1 「福祉（ふくし）」とは

ふだんのくらしのしあわせ

（1）福祉の対象

「福祉（ふくし）」と聞いてイメージすることは、デイサービスに行く「高齢者」、車いすに乗っている「障がい者」、親のいない「子ども」などでしょうか。また、その人たちは支援を受ける側の対象者としてのみ、捉えているのではないのでしょうか。

しかし、福祉の意味には、子どもから高齢者まで、年齢や障がいなどの有無にとらわれず、すべての人が住み慣れた地域の中で、心豊かに安心して暮らせる仕組みをみんなでもにつくり、それを持続させていくこととされています。「ふだんのくらしのしあわせ」をいかにしてみんなで創っていくのか、「福祉（ふくし）」の対象は、すべての人であるとともに、すべての人が主体となって、役割を持つことで、よりよい社会を築いていくことができます。

（2）地域福祉の推進

そのためには、さまざまな日常生活上発生する諸問題（※地域生活課題）に対して、

- ①市民・・・在住・在勤者、地域組織やボランティア、NPO 等
- ②事業者等・・・企業、社会福祉施設等
- ③社会福祉協議会
- ④市（行政）

が連携し、解決していこうとする取り組みが大切です。

このように、誰もが安心して自分らしい生活を送る事ができる地域をつくり上げていくこと、このような考え方や取り組みを進めていくことが必要です。

※地域生活課題(社会福祉法 第4条より)

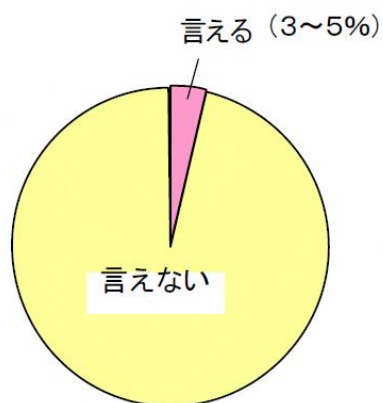
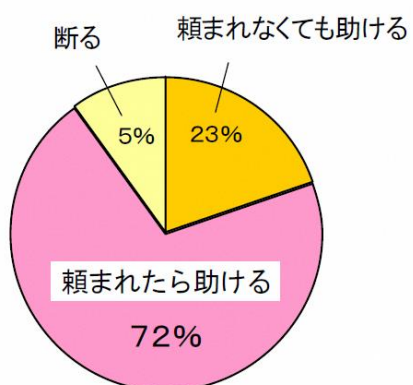
「福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防(要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。)、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題」と規定されています。

本計画では、市民が地域生活を送る上で発生する、または発生する恐れのある、個人及びその世帯の金銭面の困りごとに限らず、さまざまな困りごとを「地域生活課題」として捉えることとします。

ふくしに関するコラムなどを入れる？要検討

発行・住民流福祉総合研究所 木原孝久 「思いやり」から「助けられ上手」へ
助け合い推進運動一大逆転のすすめ より

困っている人がいたら？



困ったとき「助けて！」と言えるか？

2 地域福祉の背景

(1) 計画策定の背景（前提の共有）

①少子高齢化・人口減少社会の到来による現役世代の減少への対応

わが国は、急速な少子高齢化に伴い、ひとり暮らしや高齢者夫婦のみ世帯などの高齢者のみの世帯が増加し、要介護者が増加している一方で、人口減少により、急激な介護力不足が予想されています。

本市においても、少子高齢化と人口減少が進んでおり、団塊の世代が75歳となる2025年問題や労働人口が減少していく2040年問題に向けた対応が必要であり、高齢者だけでなく生活上の困難を抱える方の包括的支援体制を強化し、世代を超えた、地域共生社会の実現を目指す必要があります。

現役世代が減少していくことで、社会経済を支える層の減少とともに福祉サービスを提供する担い手も不足し、これまでのようなサービス提供体制の維持は難しくなります。そのため、よりよいサービス提供体制づくりや、地域住民同士の支えあい、その支えあいを支援する仕組みが必要です。

②地域における支えあいの仕組みづくり

全国的にも、当市においても地域のつながりが弱くなり支えあい力が低下するとともに、これまで以上に核家族化・未婚化が進行するなど家族機能が低下しています。経済情勢の変化やグローバル化により、いわゆる日本型雇用慣行も大きく変化し、血縁、地縁、社縁という、日本の社会保障制度の基礎となってきた「共同体」の機能が脆弱化しています。

地域コミュニティの変容による住民同士の関係の希薄化により、地域の子育て力や見守り力の低下に伴う子育ての孤立や児童虐待、いわゆるフリーターやニート、引きこもり等が増加しています。世代等を超えた複雑多様な地域生活課題（※）、情報不足によるサービス利用につながらない地域生活課題に対応していくことが求められています。

そのために地域では、地域住民それぞれが顔の見える関係づくりを意識した呼びかけをしていくことで、地域住民の支えあいの仕組みづくり、新たな“縁”づくりにつなげていくことが必要です。

※複雑多様な地域生活課題の一例：

8050問題：80代の親とひきこもり状態の50代の子が同居する世帯の孤立化・困窮化に伴うさまざまな問題。全般に社会との接点が少なく、高齢の親が無収入の子を預貯金や年金で支えているという世帯が多い。

ダブルケア：親の介護と育児を同時に行うこと。

ヤングケアラー：家族の介護や世話に迫られる18歳未満の若者や子どものこと。

③多様な機関と連携・協働し支援するための仕組みへの転換

民生委員・児童委員や自治会、隣近所などの見守り活動などとも連携を取りながら、市や社会福祉協議会、そして地域住民、福祉事業者や企業などの役割を持って地域福祉活動を行い、その活動や住民の生活を支援する包括的な相談体制を構築していくことが重要です。

また、全国的に大きな災害が発生していますが、まずは市民一人ひとりが自分や家族の身は自分で守る行動、そのうえで隣近所への声かけや安否確認、自治会や自主防災組織など組織的な安否確認、避難誘導等が行われる取り組みが重要です。

「地域の人は、地域で守る」を基本とし、地域のさまざまな人と人とのつながりにより平常時・災害発生時を通じた支援体制づくりを進めていくことが求められます。



2

(出展) ○○○○○○○○

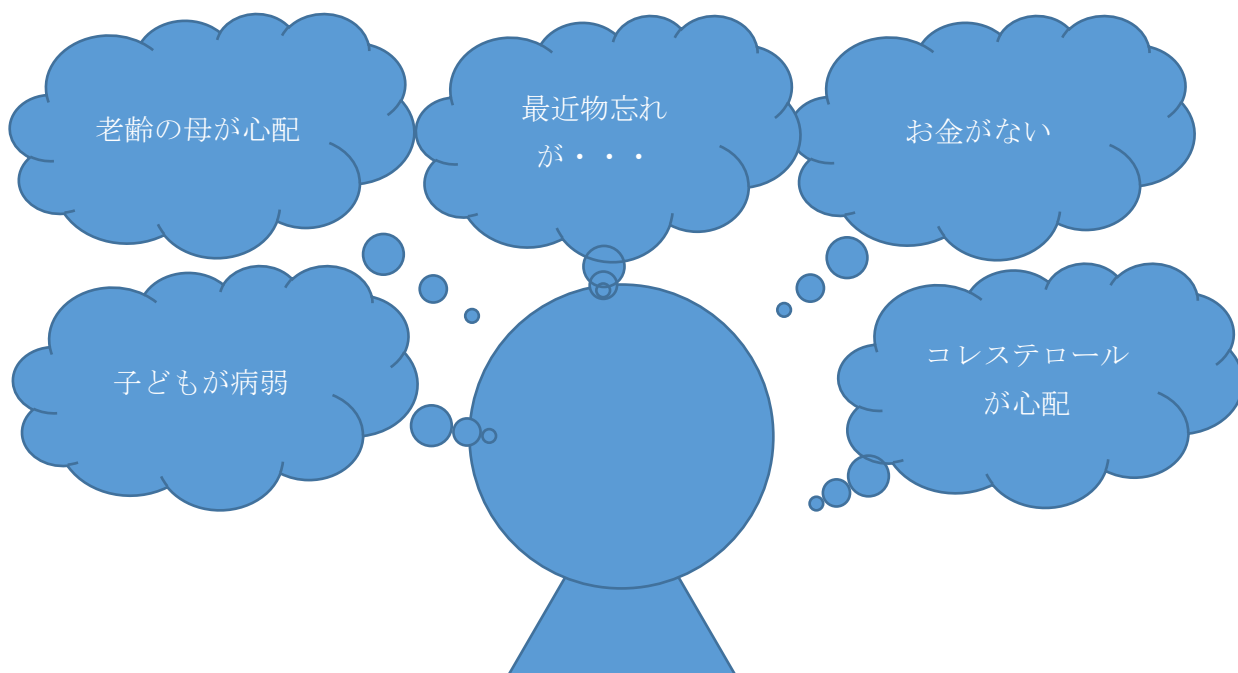
（２）地域生活課題を抱える市民への対応状況（野洲市の生活困窮者等への支援）

本市では、前述の地域生活課題を抱えるような市民を、市民生活相談課が所管する野洲市くらし支えあい条例で「生活困窮者等」と定義づけ、全市で支援に取り組んでいます。

そのため、本計画では「生活困窮者等への支援」をベースに計画を策定していきます。

説明を入れる。図など。

地域生活課題を抱える相談者の
イメージとその支援 心配事



(3) これまでの地域福祉計画と今回の地域福祉“基本”計画

本市では、2000（平成 12）年の社会福祉法の改正以降、学区別懇談会を実施するなど、地域のさまざまな福祉に関する課題や解決策を話し合い、市民ニーズを把握しながら、2007（平成 19）年 3 月に「第 1 期野洲市地域福祉計画」、2014（平成 26）年 3 月に「第 2 期野洲市地域福祉計画」を策定し、地域福祉を推進してきました。

また、野洲市社会福祉協議会では、2010（平成 22）年 3 月に「第 1 次野洲市地域福祉活動計画」、2015（平成 27）年 3 月に「第 2 次野洲市地域福祉活動計画」を策定し、市地域福祉計画をはじめとする関連計画との連携を図りつつ、住民との協働により地域福祉の充実に取り組んできました。

どちらも地域福祉の推進を目的としたものであり、その関係性は従前から強く、今回はより一層の関係強化を図るため一体的に策定し、市の福祉を総合的に進めていく基本の計画として、「第 3 期野洲市地域福祉基本計画（仮称）いずれか」として策定し、さらなる地域福祉の推進を目指します。



イラストなど

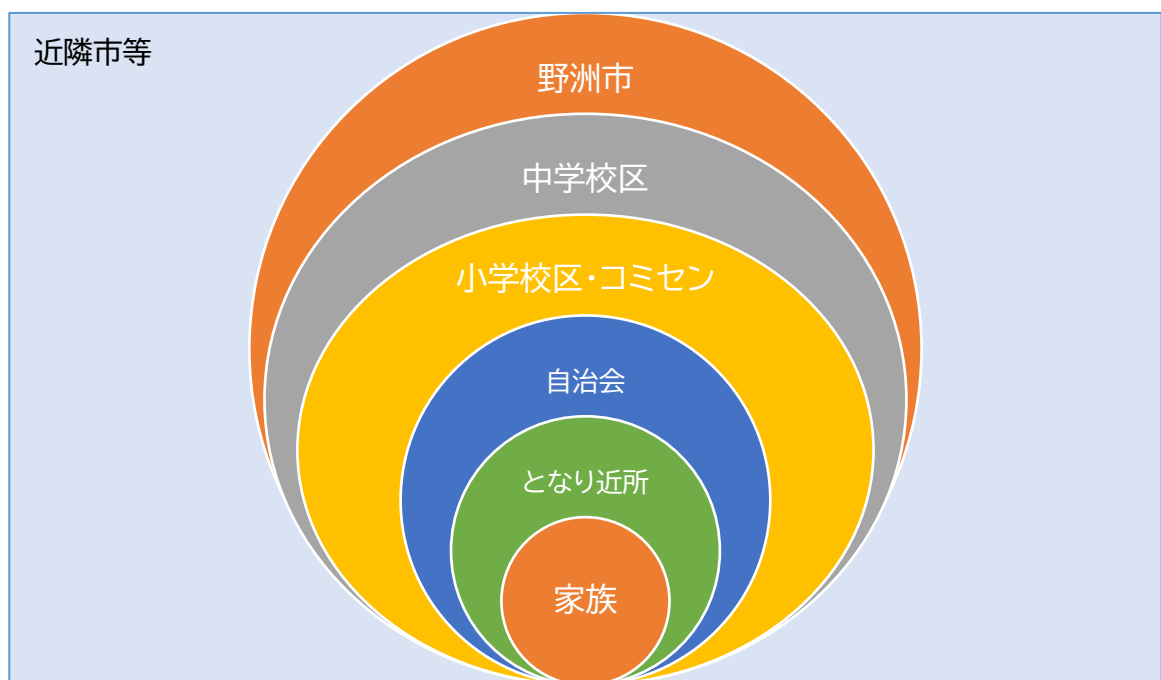
3 地域のとらえ方

本計画における「地域」とは、一定の範囲や特定の地域を意味するものではありません。

「地域」の範囲は、となり近所や自治会単位などの「生活の空間」としての地域をはじめ、ボランティア、NPO、事業者などの事業活動を中心とした「活動の空間」としての地域など、地域のとらえ方は家族構成やライフスタイル、年齢などによっても異なります。

そのため、本計画では野洲市全体を対象にした活動や施策を展開する場合は野洲市全体を「地域」ととらえるほか、人の営みやさまざまな活動が行われる範囲も「地域」としてとらえるなど、活動の取組内容やサービス内容などによって柔軟にとらえていきます。

地域福祉を推進する際の地域の範囲は、以下の図の通り、一定の基準をもちつつ、事業や活動等において効果的な範囲を考えて進めていくものと考えます。



4 計画の位置づけ

(1) 法的位置づけ

「地域福祉計画」は、地域福祉を進めるため、社会福祉法第107条および策定ガイドラインに基づいて市町村が策定する計画です。法律上、

①地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

②地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

③地域における社会福祉を目的とした事業の健全な発達に関する事項

④地域福祉に関する活動への住民の参加に関する事項

⑤包括的な支援体制の整備に関する事項

の5つが掲げられており、各福祉分野の理念や方向性を示す計画となります。

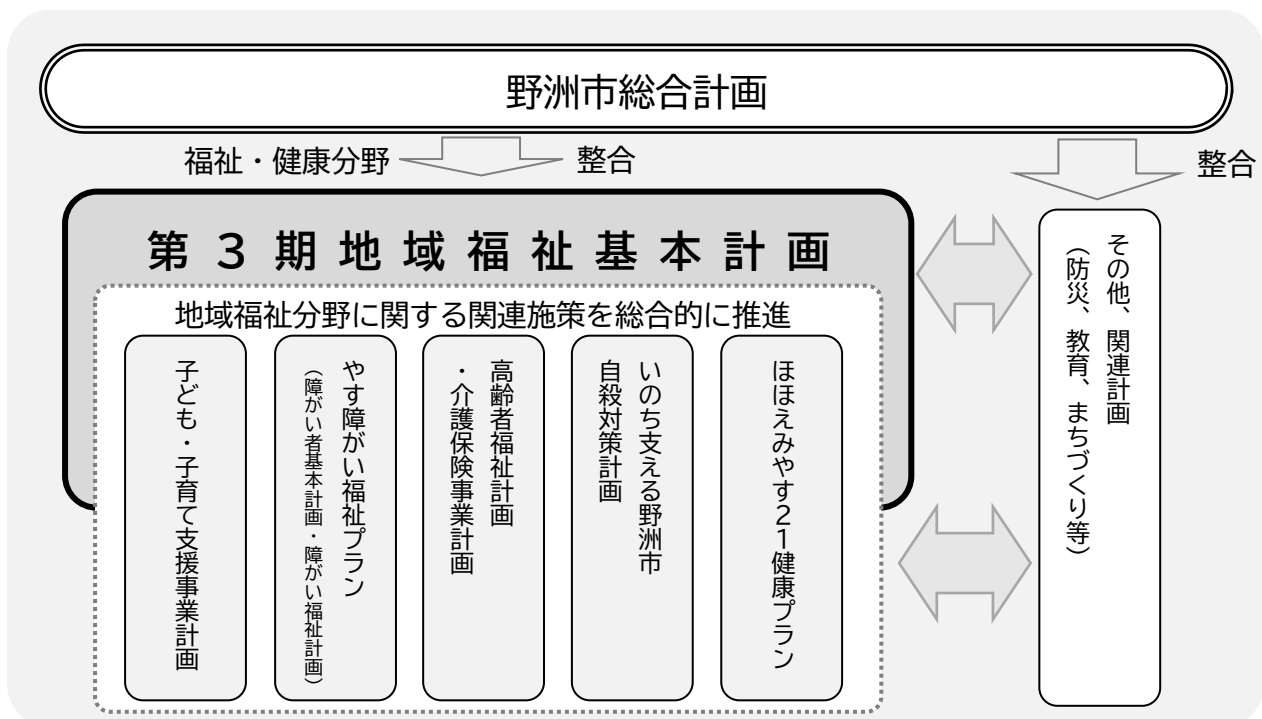
「地域福祉活動計画」は、地域福祉を推進するうえでの実践的な計画として、地域住民の活動・行動のあり方を定める計画であり、社会福祉協議会が策定する計画です。

両計画は同じ理念や方向性をもっているものであり、今回の地域福祉基本計画は両計画を一体的に策定し、より一層、野洲市の地域福祉を推進していくものとします。

(2) 市の他計画との関係

地域福祉基本計画は、総合計画を上位計画とし、地域福祉を推進するための目標を定め、取り組みを体系化する基本計画としての性格を持つものです。

福祉分野の基本計画として、高齢者や障がい者等に対する分野別計画に共通する部分について地域福祉基本計画内に位置づけ取り組みます。



5 計画の期間

本計画は、野洲市総合計画に合わせることから10年後の2030（令和12）年を見据えた計画とします。前半5年間を前期計画とし、その時点で見直しを行います。

また、福祉をはじめとするさまざまな生活関連分野における社会情勢の変化や福祉サービス利用者のニーズなどに対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。



関連計画の年表などを追加？

6 計画の策定体制

本計画は、地域の現状を把握するためにタウンミーティングを実施するとともに、計画の策定にあたっては策定委員会での協議を行う等、策定の段階から積極的な住民参加による計画づくりに取り組みました。

(1) 市民参加による計画づくり

市民及び地域福祉に携わる関係団体のニーズを的確に把握し、地域福祉に関する実態を踏まえた計画とするため、インターネットからの問い合わせ機能の活用やタウンミーティングを実施するとともに、パブリックコメントを行い、市民参加を図りました。

※パブリックコメントは今後実施予定

(2) 計画の策定体制

今回の計画は「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」を一体的に策定することから、社会福祉協議会と合同の事務局体制で策定に取り掛かりました。

地域福祉施策は行政組織の幅広い部門に関連するため、庁内関係部署と社会福祉協議会による「野洲市地域福祉計画庁内検討委員会」において検討を行うとともに、地域福祉に携わる住民代表、学識経験者等で構成する「野洲市地域福祉計画策定委員会」を設置し、今後展開する施策についての協議を行いながら策定しました。

策定体制の図を挿入

7 【参考】地域福祉に関わる国の動向 見開きで納める（暫定で一部カット）

（１）地域包括ケアシステムの構築

団塊の世代のすべてが 75 歳以上の後期高齢者となる 2025（令和 7）年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、「住まい」「医療」「介護」「予防」「生活支援」が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築が進められています。

（２）生活困窮者自立支援制度の導入

失業や疾病の罹患など突発的な困難が生じたことにより社会から孤立したり、長期的な景気低迷等の影響を受け経済的に困窮する人が増加し、深刻な生活困窮状態に陥ってしまったりする人たちの増加が見受けられます。

このような状況を踏まえ、最後のセーフティネットである生活保護制度における自立助長機能の強化とともに、生活保護受給者以外の生活困窮者に対する、いわゆる「第 2 のセーフティネット」の充実・強化を図ることを目的として、2013（平成 25）年 12 月に「生活困窮者自立支援法」が成立しました。

同法に基づき導入された生活困窮者自立支援制度では、経済的課題だけでなく、本人の状況に応じできる限り幅広い支援を行うこと、さらに生活困窮者の早期把握や見守りのための地域ネットワークの構築、社会資源の開発などを通じて、住民が「相互に支えあう」地域づくりを目指すこととしています。

（３）「全世代・全対象型地域包括支援体制」の構築

国においては、2015（平成 27）年 9 月に、多機関・多分野協働による包括的な相談支援システムの構築と、高齢・障がい・児童等の福祉サービスを総合的に提供できるしくみを推進する「新しい地域包括支援体制」の構築を目指す内容を盛り込んだ、「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」を公表しました。

このビジョンでは、高齢者の住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供し、地域生活を包括的に支援することを目指す「地域包括ケアシステム」の構築や、本人に寄り添いながら生活全般に対する包括的な相談・支援を提供することを目指す「生活困窮者自立支援制度」の取り組みを進めるとともに、これらのコンセプトの適用をさらに広げ、多様なニーズをすくい取る「全世代・全対象型地域包括支援体制」を構築していくことが示されています。

（４）社会福祉法の改正と地域共生社会の実現

2016 年（平成 28 年）6 月に閣議決定した「ニッポン一億総活躍プラン」において、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のさまざまな人たちが役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる「我が事・丸ごと」地域共生社会の実現を目指すこととされました。

2017 年（平成 29 年）2 月には、社会福祉法の改正を含む「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案」が国会に提出されるとともに、今後の実現に向けた工程が示されました。

「我が事・丸ごと」地域共生社会とは、これまで分野や対象者ごとに整備されてきた「縦割り」の仕組みを見直すとともに、地域における全ての関係者が「他人事」ではなく「我が事」として地域の生活課題を受け止め、「くらし」と「しごと」の全般まで含めて「丸ごと」対応していく社会のことを言います。この社会においては、福祉の領域だけでなく、人・分野・世代を超えて、「人」「モノ」「お金」「思い」が循環し、相互に支えあう関係が不可欠であり、これまでの地域福祉推進の目的と共通することから、この社会の実現に向けた地域福祉の一層の推進が求められています。⇒重層的の内容を含める

（５）成年後見制度の利用促進に向けた取り組み

成年後見制度は、認知症、知的障がいその他の精神上の障がいがあることにより、財産管理や日常生活等に支障がある人たちを支えるための重要な手段であるにもかかわらず、十分に利用されていないことから、2016 年（平成 28 年）5 月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行されました。

この法律では、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本的な計画を定めることとされており、2017 年（平成 29 年）3 月に「成年後見制度利用促進基本計画」を閣議決定しました。

また、市町村に対しても、成年後見制度の利用の促進に向けて自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を策定し実施する責務が定められ、国の基本計画を勘案し、成年後見制度の利用促進に関する施策に関する基本的な計画を策定するよう努めることとしています。

（６）再犯防止推進計画（再犯防止の取組）

「再犯の防止等の推進に関する法律」により、市町村において再犯防止推進計画の策定に努めなければならないと定められました。

犯罪をした者等の中には、安定した仕事や住居がない者、薬物やアルコール等への依存のある者、高齢で身寄りがない者など地域社会で生活する上でさまざまな課題を抱えている者が多く存在するため、再犯を防止するためには、刑事司法手続の中だけでなく、刑事司法手続を離れた後も継続的にその社会復帰を支援することが必要だと考えられます。

第2章 野洲市の地域特性

1 野洲市の概況

野洲市は、2004年（平成16年）10月に旧中主町と旧野洲町が合併し誕生したまちで、滋賀県の南部の湖南地域に位置しており、西は守山市・栗東市、南は湖南市、東は竜王町・近江八幡市と接する面積80.14km²のまちです。

市域は、日本最大の湖である琵琶湖に面し、近江富士と呼ばれる美しい三上山や野洲川などに代表される豊富な自然に恵まれ、温暖な気候と四季の美しさに心なごむ、素晴らしい環境を有しています。

市の郊外には豊かな田園が広がるとともに、良好な環境の住宅地が形成されており、また湖岸や山沿いの自然環境を生かしたレクリエーション施設などには、市外からも多くの人が訪れています。

一方で歴史を紐解くと、弥生時代に祭器として用いられた銅鐸が日本最大のものを含めて多数出土し、琵琶湖や野洲川の水に恵まれた肥沃な大地で、早くから農耕社会の発展があったことがうかがわれます。他にも国宝である御上神社や大笹原神社をはじめとする多くの文化財や歴史遺産を有しており、これらのすべては野洲市の魅力を高める素晴らしい地域資源であると同時に、後世に引き継ぐべき大切な財産です。

さらに、江戸時代には中山道や朝鮮人街道といった主要な街道が整備され、交通の要衝としても栄えました。野洲市は、豊かな大地を生かして産業が発展したまちとして、また情報が行きかうまちとして、脈々と受け継がれた潜在的な可能性を秘めたまちです。

2 統計データ等からみる野洲市の現状

(1) 人口・世帯数の状況

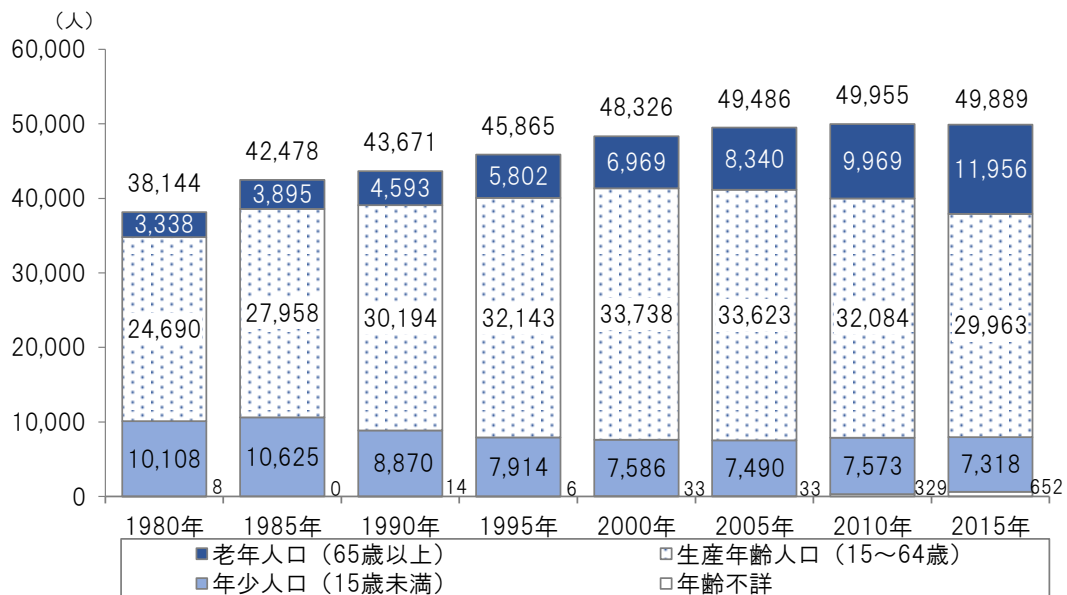
①人口の推移

本市の人口は、2015年（平成27年）に49,889人となっており、1980年（昭和55年）以降増加傾向となっていました。2010年（平成22年）から減少傾向に転じています。

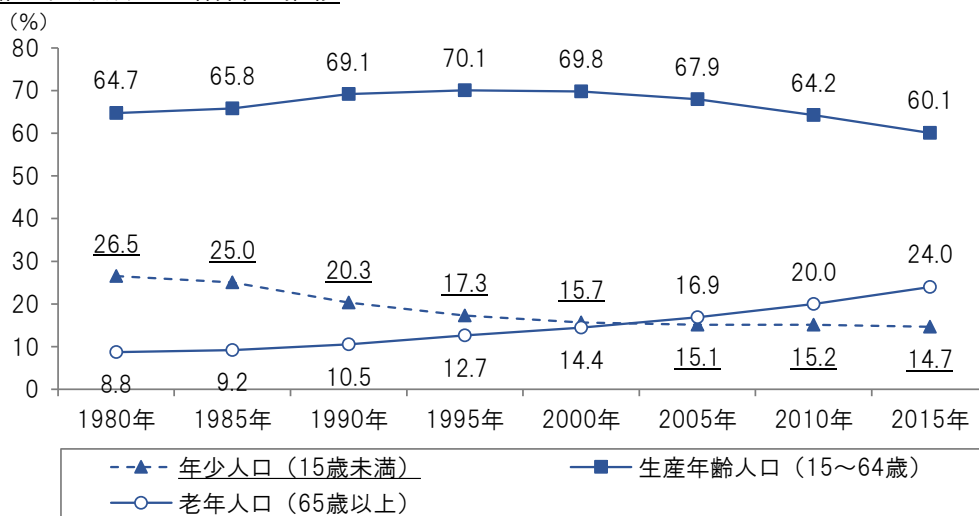
年齢3区分別にみると、年少人口（0～14歳人口）、生産年齢人口（15～64歳人口）はともに減少傾向となっているのに対し、老年人口（65歳以上人口）は増加しています。

また、総人口に占める割合でみると、老年人口（65歳以上人口）割合は上昇しており、2015年（平成27年）には24.0%と、人口の約4人に1人が高齢者となっています。

図：年齢3区分別人口の推移



図：年齢3区分別人口割合の推移



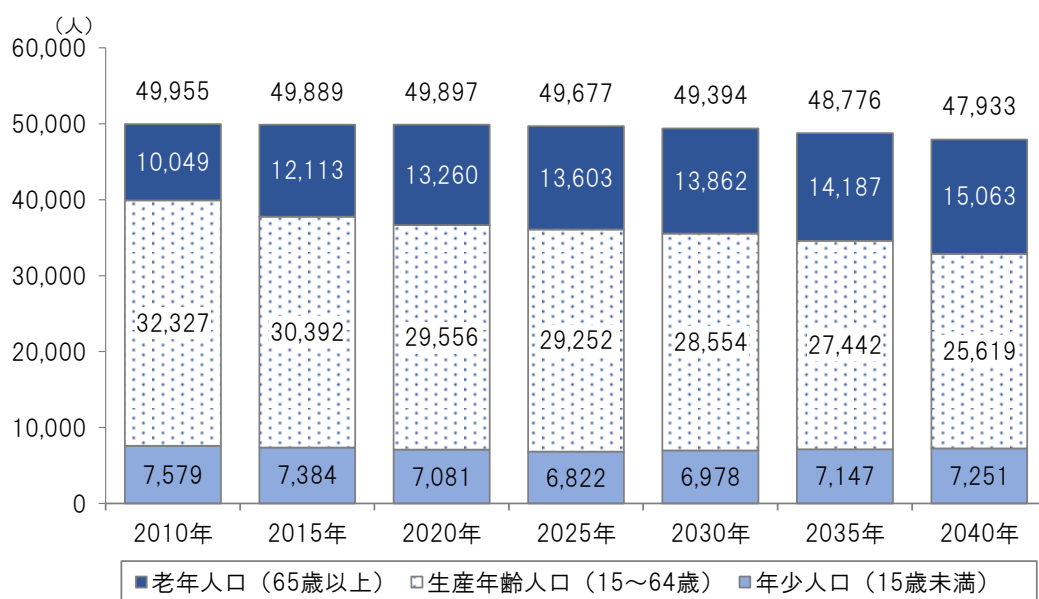
資料：国勢調査

②人口推計

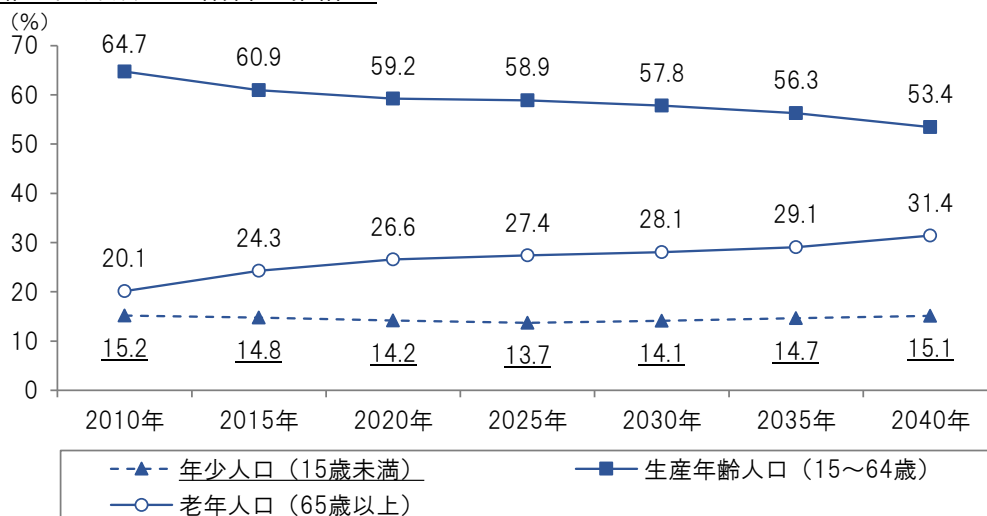
野洲市人口ビジョンの推計結果によると、本市の人口は今後も減少を続け、10年後の2030年（令和12年）には49,394人、20年後の2040年（令和22年）には47,933人と予測されています。

また、年齢3区分別にみると、年少人口（0～14歳人口）、生産年齢人口（15～64歳人口）の減少に伴う高齢化率の上昇が見込まれており、20年後の2040年（令和22年）には31.4%と3割以上が高齢者になると予測されています。

図：年齢3区分別人口の推計



図：年齢3区分別人口割合の推計



資料：野洲市人口ビジョン（2016年（平成28年）3月）
（内閣府地方創生推進室「人口動向分析・将来人口推計のための基礎データ及びワークシート（2019年6月版）」をもとに作成）

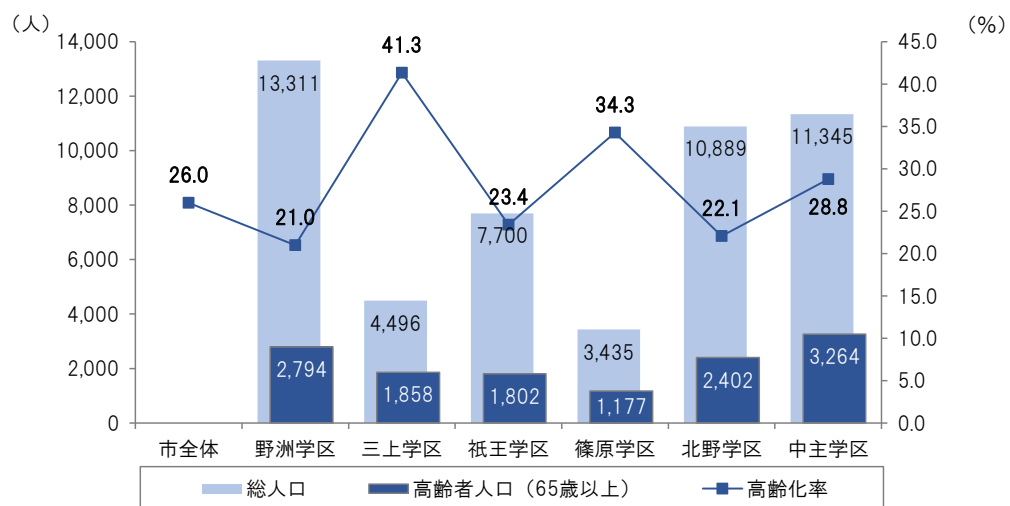
③学区別人口の状況

学区別に人口の状況をみると、学区ごとに人口の差が大きく、野洲学区で 13,311 人と最も多いのに対し、篠原学区では 3,435 人と最も少なくなっています。

高齢化率は市全体で 26.0%となっているのに対し、三上学区では 41.3%、篠原学区では 34.3%と既に市の 2040（令和 22）年時点での推計値（31.4%）以上に高齢化が進んでいる学区があります。

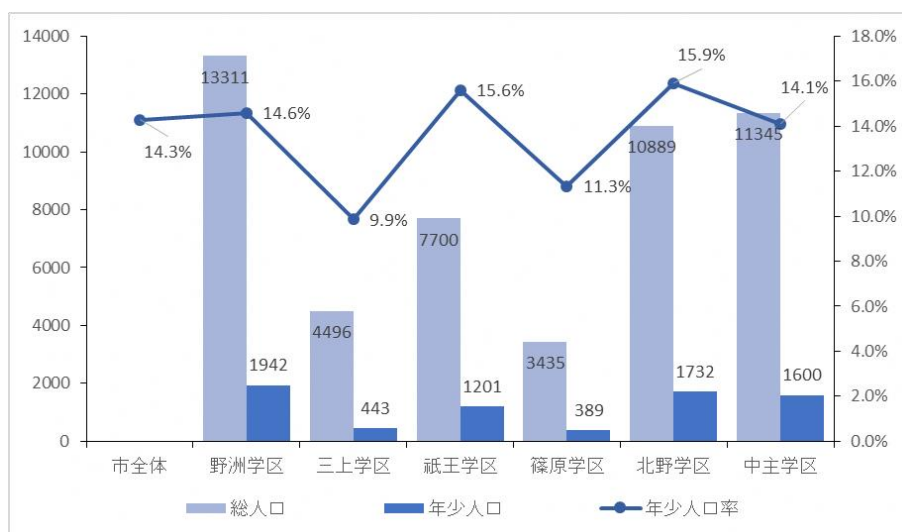
また、年少人口率は市全体で 14.3%となっているのに対し、三上学区では、9.9%、篠原学区では 11.3%と市の平均値と比べ低い数値となっており、高齢化率の高い地域は年少人口が低い傾向にあります。

図：年齢 3 区分別人口の推移（高齢化率）



資料：住民基本台帳（2020 年 4 月）

図：年齢 3 区分別人口の推移（年少人口率）

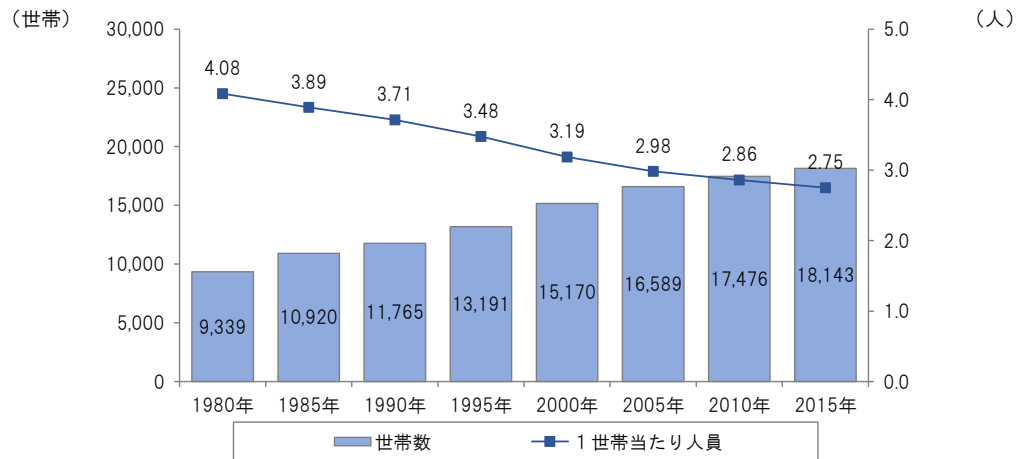


資料：住民基本台帳（2020 年 4 月）

④世帯数の推移

世帯数は、2015（平成 27）年に 18,143 世帯となっており、1980（昭和 55）年以降、増加傾向となっています。人口は近年では横ばい傾向から減少傾向となっていることから、1 世帯あたりの平均世帯人員は減少しており、2015（平成 27）年には 2.75 人となっています。

図：世帯数の推移



資料：国勢調査

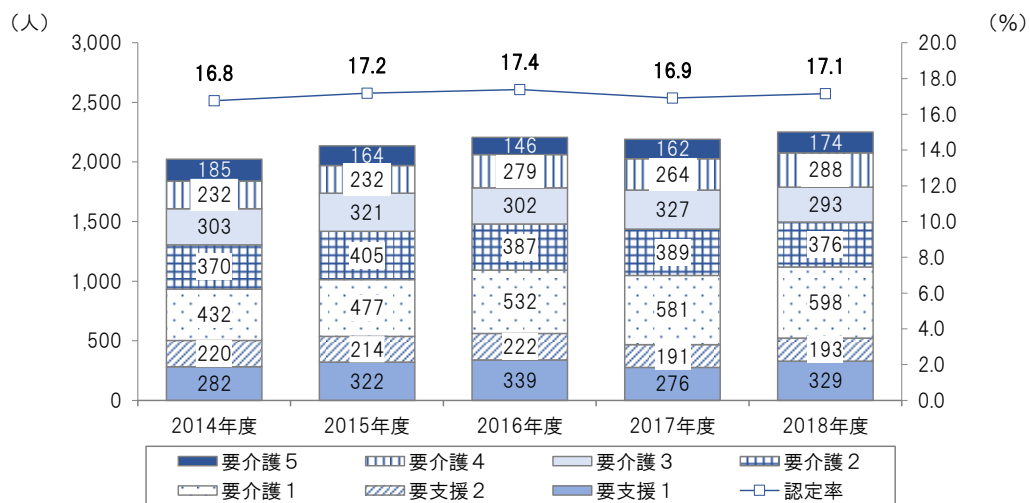
(2) 支援が必要な人の状況

①高齢者の状況

本市の要介護（要支援）認定者数の推移をみると、2014（平成 26）年度以降、増加傾向となっており、特に、「要介護 1」及び「要介護 4」で顕著に増加しています。

また、第 1 号被保険者数に対する要介護（要支援）認定者数の割合である認定率でみると、2014（平成 26）年度以降、横ばい傾向となっており、今後の高齢化に伴い要介護（要支援）認定者数の増加が見込まれます。

図：要介護（要支援）認定者数の推移

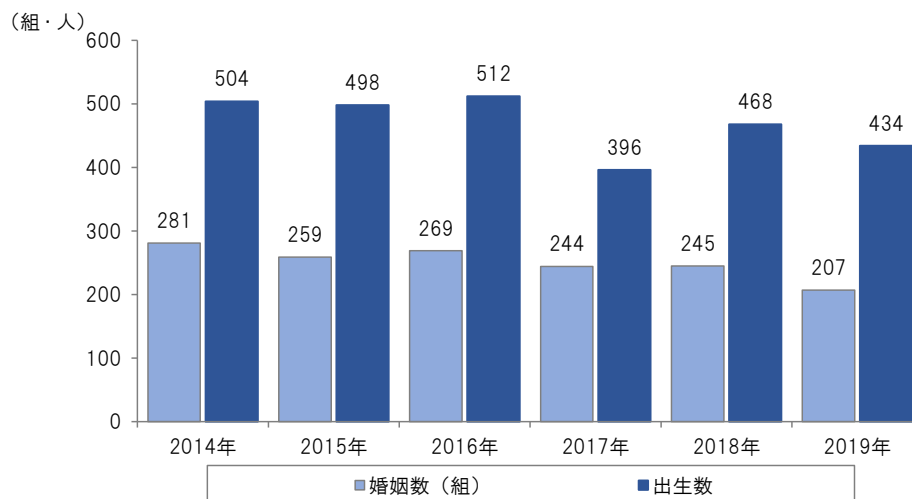


資料：野洲市統計書（各年度末時点）

②子どもの状況

本市の婚姻及び出生数は、2019（令和元）年実績で、婚姻が 207 組、出生数が 434 人となっており、年によって増減はあるものの、おおむね減少傾向となっています。

図：婚姻数及び出生数の推移

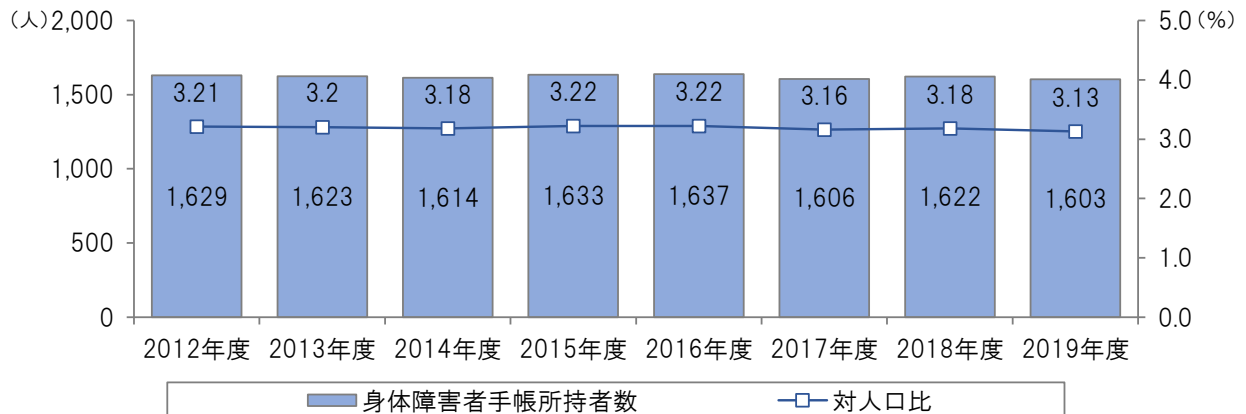


資料：野洲市統計書（各年 12 月 31 日現在）

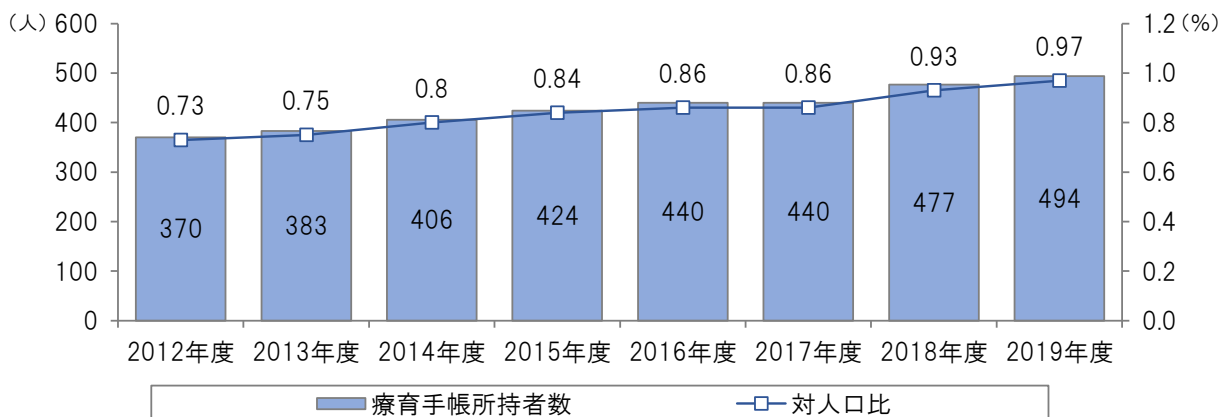
③障がいのある人の状況

本市の障がいのある人の状況は、身体障がいのある人（身体障害者手帳所持者）は横ばい傾向となっているのに対し、知的障がいのある人（療育手帳所持者）、精神障がいのある人（精神障害者保健福祉手帳所持者）は増加傾向となっています。

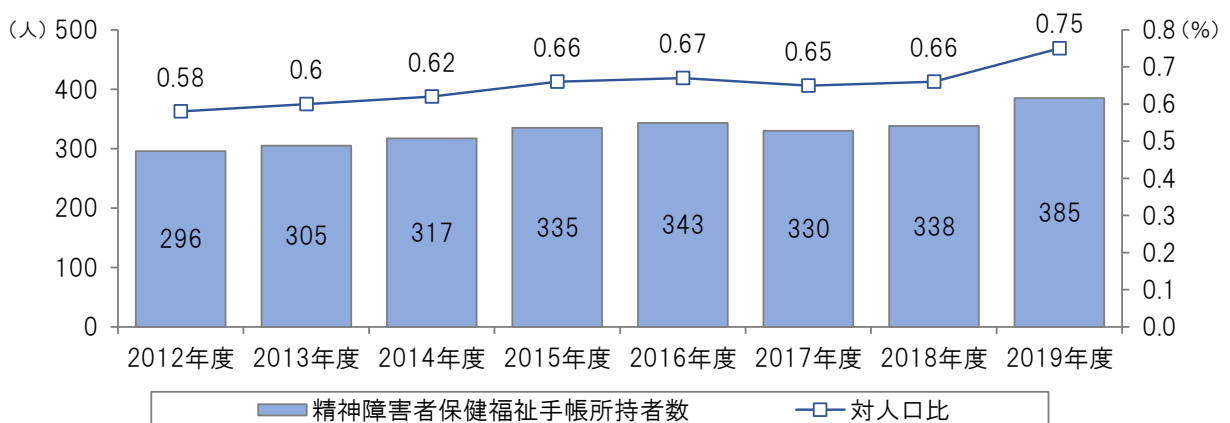
図：身体障がいのある人（身体障害者手帳所持者数）の推移



図：知的障がいのある人（療育手帳所持者数）の推移



図：精神障がいのある人（精神障害者保健福祉手帳所持者数）の推移



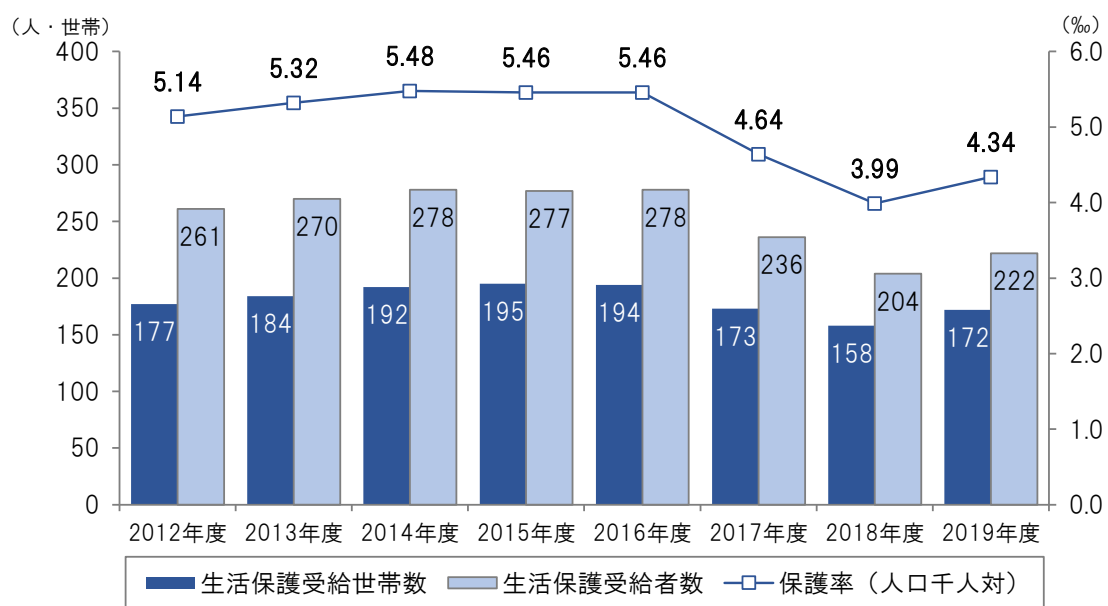
資料：福祉行政報告例（各年度末現在）、県立精神保健福祉センター（各年度末現在）

④生活保護の状況

本市の生活保護受給世帯数及び受給者数の状況は、2016（平成 28）年度までは横ばい傾向となっていたものの、近年ではやや減少傾向となっており、2019（令和元）年度末時点で受給者は 172 世帯、222 人となっています。

人口に対する保護率（千人対）をみると、4.34%となっており、滋賀県平均（2020 年 1 月現在）の 7.77%と比べると低くなっています。

図：生活保護の推移



資料：野洲市福祉事務所実施方針（各年度末現在）

3 タウンミーティング等からみる野洲市の現状

(1) 実施概要

地域で生活・活動する市民による地域の現状や課題、めざすべき地域の姿、そのために市民や地域で実施できる取り組みのアイデア等について、タウンミーティングを実施し話し合っていました。

開催時期：2020（令和2）年4月～9月頃

対 象 者：市民・地域福祉関係者 など

開催回数：17回 ※WEBによる意見聴取（●人分を含みます）

《実施概要》

実施日	団体等	参加者数	実施日	団体等	参加者数
4月11日	三上自治会地域福祉係	12人	8月4日	市三宅サロンボランティア	11人
7月2日	ふれあいサロン松の会	29人	8月6日	赤十字奉仕団野洲市地区委員会	5人
7月11日	大篠原自治会	18人	8月7日	市三宅自治会役員	13人
7月14日	野洲地区更生保護女性会	23人	8月25日	近江富士第六区ふれあいサロン	11人
7月18日	西河原有志	17人	9月12日	野洲学区民生委員児童委員協議会	24人
7月21日	野洲自治会	16人	9月14日	野洲市健康推進連絡協議会	11人
7月21日	小南自治会	11人	9月16日	久野部東お助け隊	10人
7月28日	野洲市民生委員児童委員協議会地域活動部会	21人	9月27日	江部自治会	16人
7月31日	野洲生活学校	17人	合 計		265人

《テーマ》

- お住まいの地域の良いところはどこですか？
- お住まいの地域で生活している中で困っていることは何ですか？
- 10年後の野洲市はどうなっていてほしいですか？
- 10年後の野洲市のために、私たちができることは何ですか？



《分析手法》

- テキストマイニング分析

※テキストマイニング分析：言葉と言葉のつながりをネットワークで可視化したもので、言葉の出現量を○の大きさに表現しています。出現回数が多い言葉ほど大きく、少ない言葉ほど小さくなっています。それぞれのテーマ別に、どのようなこと（言葉・キーワード）が多く意見されているのかを俯瞰することができます。

(2) 意見の集約と分析

いただいた意見について、テーマ別に集計とテキストマイニング分析を行いました。

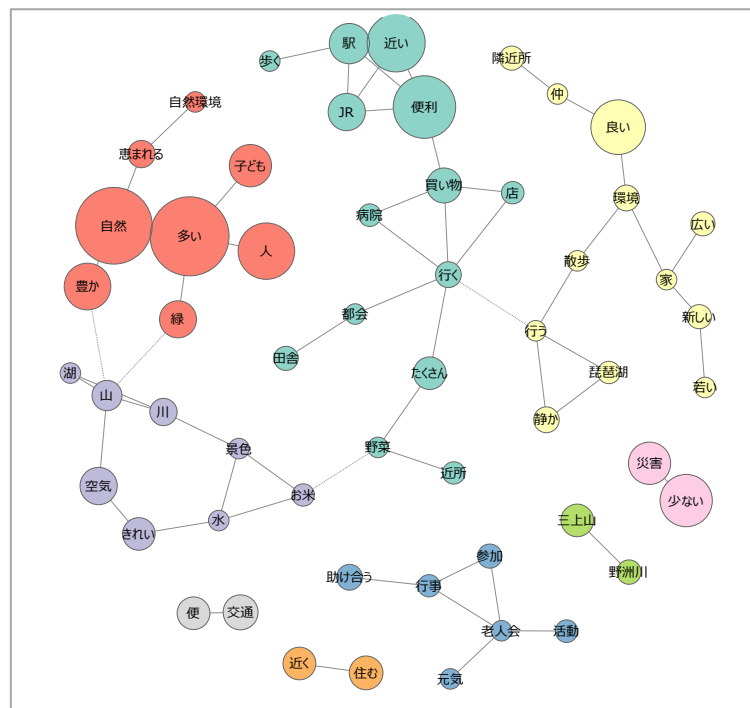
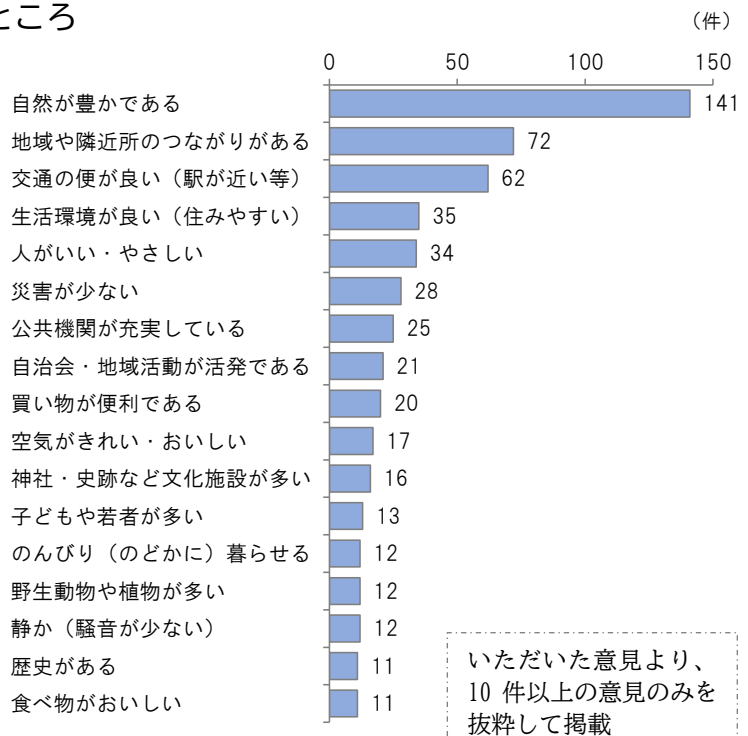
【テーマ1】お住まいの地域の良いところ

地域や野洲市の良いところでは、三上山・野洲川・琵琶湖など、自然が豊かで春は桜が咲き、初夏には蛍が飛び、秋には稲が黄金色になり四季を通じて風光明媚な地域であり、水や空気もきれいでそんな土地で採れる米や野菜がおいしい。また、自然災害が少ないといった立地や環境面の良さへの意見が多くなっています。

また、生活環境の面では、駅が近い地域は買い物や交通の便利が良く、ほどよい田舎で暮らしやすいといった意見が見られます。

地域福祉やつながりの面では、元気な高齢者が多く、スクールガード等のボランティア活動への参加、各自治会で活発に実施されている高齢者のふれあいサロンに参加されています。

また、隣近所との仲が良く、地域によっては『5人組』という助け合いの制度が残っている地域もあり、困ったときはお互いに助け合いなどがされているという意見もありました。



【テーマ2】お住まいの地域で生活している中で困っていること

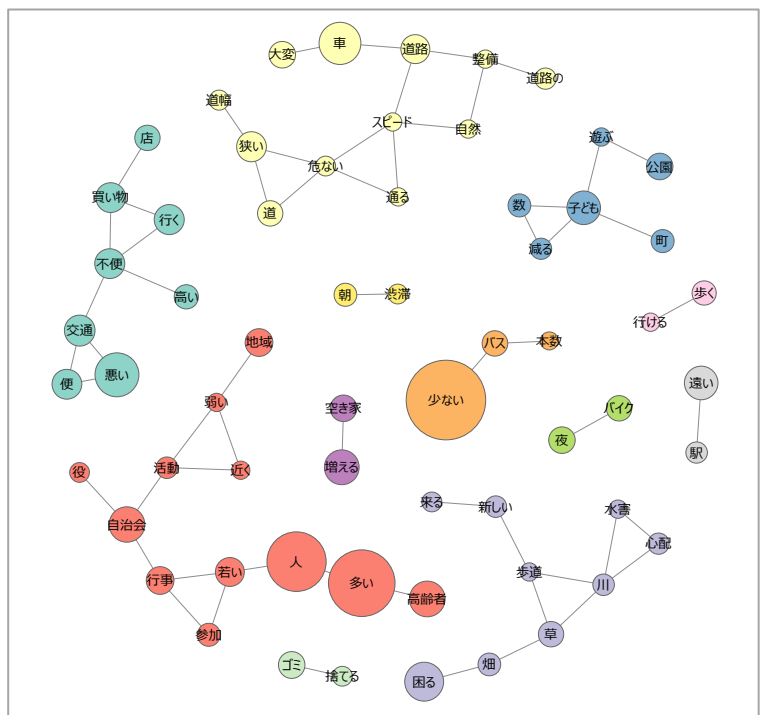
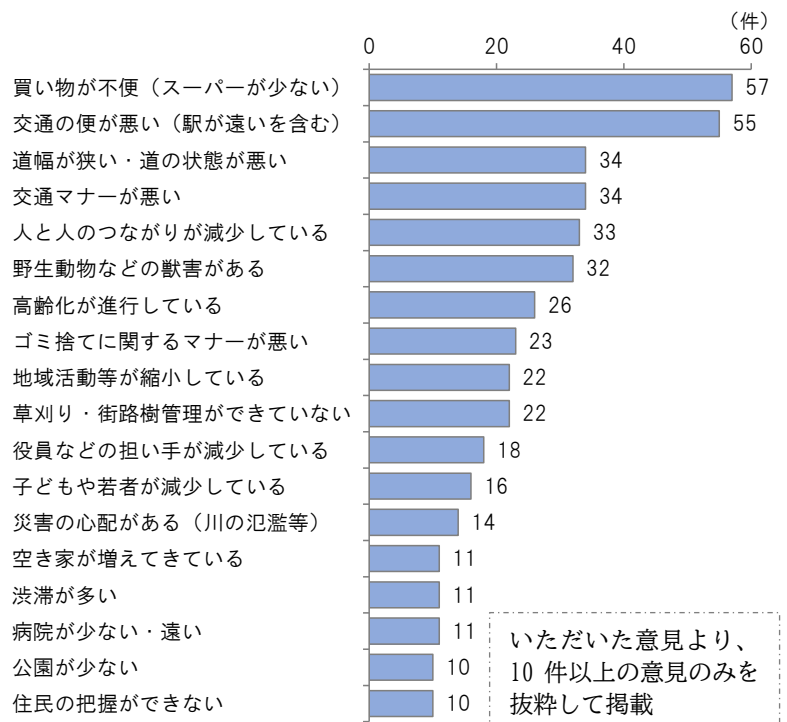
地域で困っていることでは、買い物や交通の便の悪さが突出して多くなっています。地域の良いところとして、買い物や交通の利便性を挙げている人も多かったことから、地域による差が大きいことが分かります。

特にバスの本数が少なく、時間帯が不便でバス停までの距離もあり不便といった意見が多く見られます。駅が遠い、歩いて行ける距離に店が少ない、など、車等の移動手段がないと通院や買物に行くのに不便といった意見も見られます。

また、高齢者世帯や一人暮らし世帯が多くなり、地域が高齢化していることや自治会や行事などで若い人の参加が少なくなり、地域の役についても負担があることが分かります。子どもの数も減少しており、子どもが公園で遊んでいる姿を見なくなったといった意見もあり、少子高齢化の進行を地域でも感じている人が多くなっています。

生活環境ではその他、川の側道や歩道の草刈りが不十分のためゴミも捨てられ、畑の管理などにも困っている人が多く、空き家も年々増加し、治安が悪くなることなどを心配する声もみられます。

また、道が狭いといったハード面の整備が不足しているといった指摘とともに、朝・夜の車やバイクの多さによる渋滞、生活道路で早いスピードで走行している車などに困っている人も多いことが分かります。



【テーマ3】10年後の野洲市

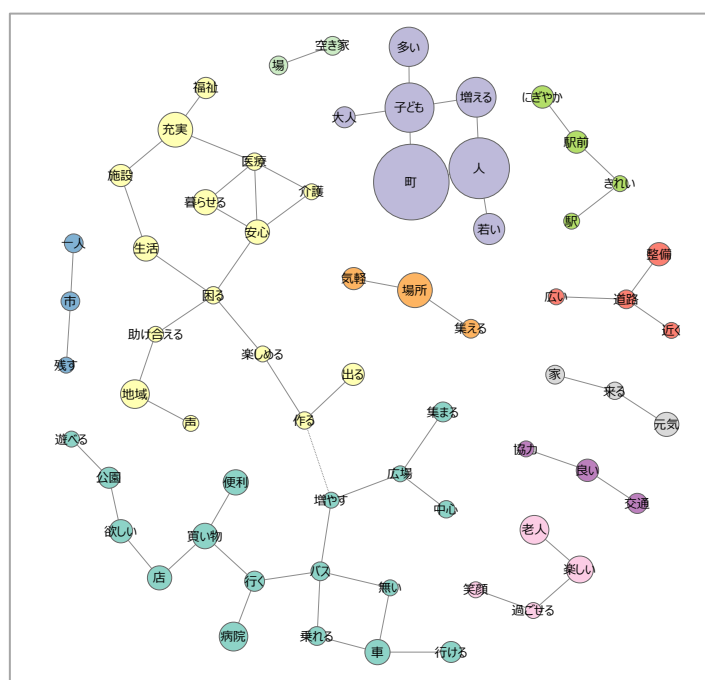
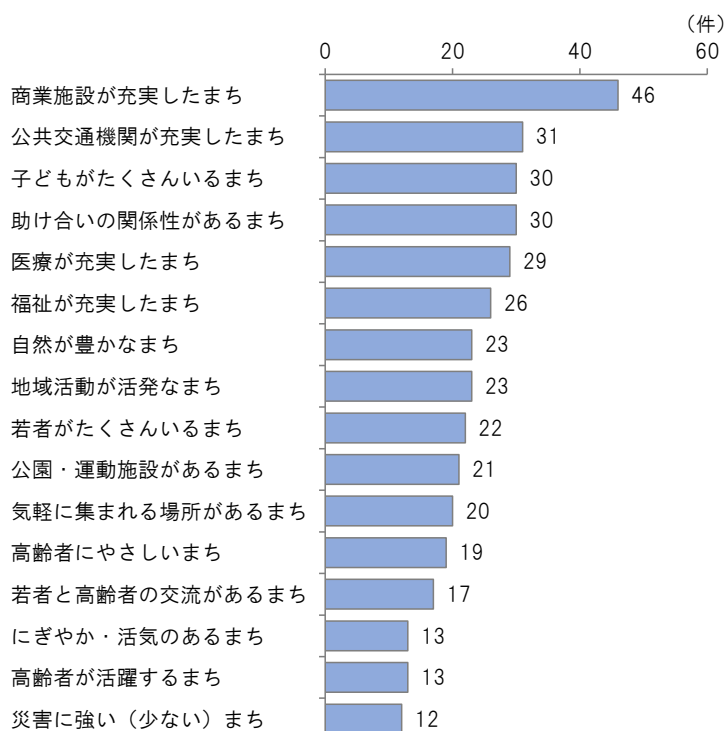
10年後の野洲市では、買い物や交通の利便性の向上を望む人が多く、テーマ2の地域で困っていることの項目と同じ傾向となっているものの、助け合いや思いやりなどの関係性があるまちを望む人が多く、地域でのつながりを重視する人も多いことがわかります。

また、若い人や子どもが増えてにぎやかなまちになることを望む人が多く、高齢者が1人になっても安心して楽しく過ごせるまちになることを望む人が多くなっています。

そのためには、子どもが安心して遊べ、自然を感じることができる公園や場の整備や、子どもも高齢者もだれもが気軽に集える場や施設の整備が望まれています。

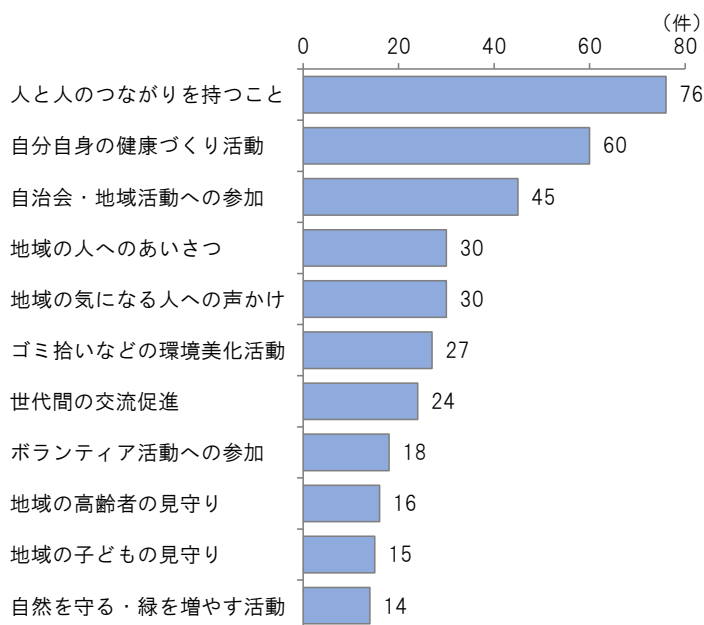
また、医療や福祉・介護などの施設や体制を充実させて、いつまでも安心して暮らせる町となるとともに、車がなくても買い物や医療が受診しやすくなるような公共交通の整備、空き家の活用なども含めた駅前整備など、市全体の活性化を望む人も多くなっています。

地域の人間関係では、一人になった時や困った時に助け合うことが出来るまちであってほしいという意見が多く、地域の協力や助け合いが望まれていることがわかります。



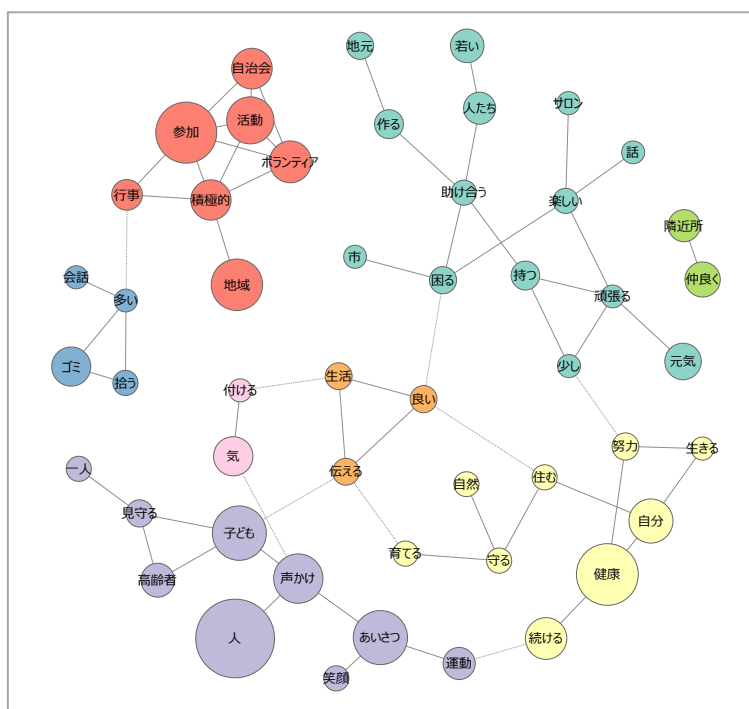
【テーマ4】10年後の野洲市のために、私たちができること

未来のために自分たちができることでは、「人と人のつながりを持つこと」が最も多く、特に隣近所の人と仲良くすることなどの回答が多くありました。あいさつや声かけ、自治会・地域活動への参加など、日頃からの地域内でのつながり、顔の見える関係づくりを重要視している人が多いことがわかります。



未来のために自分たちができることでは、自治会活動や地域行事活動へ積極的に参加・協力することや、ボランティア活動など自発的な活動にも参加し、地域の人達とのふれあいの機会をつくり、つながりを大切にするといった意見が多く、次いで、子どもや高齢者などの地域での見守りなど、困った時に助け合える関係づくりなどが多くなっています。そのために、あいさつや声かけを日頃から行うとともに、隣近所の人との交流や子どもから高齢者までの多年代での交流や会話の機会を増やすことが望まれる。

また、住民自身も、趣味や運動などを続けて健康や生きがいを維持することも必要である、といった意見も多く出ていることがわかります。



(3) タウンミーティングから見えてきた方向性

いただいたご意見の集約や分析から、①地域のつながりづくり、②安心して暮らすための取り組み、③地域の助けあい、支えあい活動の推進 の3つに方向性に整理しました。

① 地域のつながりづくり

「隣近所との付き合いがある」「地域のつながりがあり安心できる」という意見がある反面、近所付き合いが少なく、コミュニティが弱くなってきて、地域内のつながりが希薄化しているという意見もありました。

しかし、個人の地域に対する関心は弱まっているわけではなく、まずは、「だれとでもあいさつをする」「地域のイベントに積極的に参加してつながりをつくる」こと、そして「気になる人に声かけ」と「隣近所に少しおせっかいな交流」をし、また、「困ったとき声を出し助け合いをする」というおたがいさまの関係づくりが大切だという意見が多く聞かれました。このような取り組みについて、どのように進めていくか検討が必要です。

② 安心して暮らすための取り組み

隣近所で交流がある方は「日ごろから助けあいをしている」「地域には5人組という助けあいの制度がある」と困ったときに“助けて”といえる環境であることがわかります。

そして、地域の行事等を通じて世代間交流の場をつくり、地域の中で顔の見える関係づくりに取り組んでいる地域も多くあり、自治会活動等が活発に行われている地域は住民も元気でさまざまな活動にも参加されています。ある地域では元自治会役員の仲間が意気投合して音楽活動をする仲間づくりにつながったという話もあり、他の地域でも「自治会役員を通じて仲間づくりができた」と地域の役を通じてつながりづくりにもつながっていました。

しかし、地域での役が担えないことを理由に自治会等から脱退される高齢者世帯等もあり、このような地域のつながりが希薄になってしまう世帯に対し地域の情報や支援を必要とする人が安心して暮らせるよう、必要な情報を届け、地域で孤立してしまわないような取り組みが必要となります。

③ 地域の助けあい、支えあい活動の推進

地域では「お互いに声をかけあっている」「ご近所さん同士の繋がりが深く、助け合い、励ましあって仲良く生活している」など、日々の生活の中でも助けあい、支えあいを意識しながら暮らしておられます。また、子どもたちのスクールガードでは多くの高齢者の方が毎日子どもたちの見守りを行い、子どもたちが元気にあいさつを返すことで高齢者も元気をもらっておられます。そして、地域ではふれあいサロン・百歳体操などさまざまな活動を通して地域での見守り活動も行っておられます。

地域活動などについては「自治会のお助け隊の活動に積極的に参加している」「自分にできることを見つけてボランティアをしたい」「一人暮らしの人へボランティア活動をしたい」など役割をもって活躍したいという意見もあり、誰もが認められ、生きがい活動につながる地域づくりの取り組みについて、どのように広げていくか検討が必要です。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

すべての人が ともに生き ともに支えあう 安心して暮らせるまち やす

少子高齢化、人口減少という段階に入ったこの時代において、すべての人がいかに生き、いかに幸せな生活を送るか、そのためには、いったい“なに”が必要か、すべての人がつながり、役割を全うする時代になりました。

福祉に対するニーズは増大・多様化を続けており、複雑なそのニーズに対応するには、ひとつのサービス、ひとつの機関だけでは対応することができません。

これからは、地域ごとに、市民、事業者等、社会福祉協議会、市（行政）が、お互いの関わりをより一層強めながら、それぞれの立場でその役割を担うことが重要になります。

本市では、「人がともに支えあい 安心して暮らせるまち やす」を第1期・第2期計画において基本理念に掲げ、年代の違いや障がいの有無にかかわらず、人がともに支え合って、家庭や地域の中でその人らしく安心した生活を送ることができる体制を整備してきました。

第3期計画では、地域福祉の推進のために、国の方針でもある「地域共生社会の実現」を図るため、「すべての人が ともに生き ともに支えあう 安心して暮らせるまち やす」を基本理念として、地域を構成するすべての人々が主役となり、お互いを思いやる心を持ちながら、地域でともに生き、ともに支えあいや助けあうことができる「安心して暮らせるまち」の実現をめざします。

2 基本方針

「おたがいさま」と「少しのおせっかい」

「福祉」は他人事と思われがちですが、地震や豪雨のような自然災害によって、生活のしづらさがいつ我が身に降りかかるともわからない状況となっています。2020（令和2）年に発生した新型コロナウイルス感染症では、実際に学校が休校になったり、飲食店が休業したり、働き方が変わったりとこれまでの生活が一変しました。

災害ではありませんが、普段から困った時は「おたがいさま」の精神で、関係性を作ることが大切です。「他人事」ではなく「我が事」として、いつかまわりまわって自分が助けられる、「情けは人の為ならず（※）」の考え方をヒントに、「おたがいさま」をキーワードの1つとしました。

また、支援を必要とする人の多くは、発信する力が弱く、情報を得ることも難しい状況にあり、自ら助けを求める力が弱い傾向があります。

周囲の人が少しの違和感について気づいたとき、少しの勇気を出して、少しのおせっかいをすることで、届く支援、届けられる支援があることから「少しのおせっかい」をキーワードの1つとしました。

相談者を発見してもしっかりと対応できる体制がなければ安心しておせっかいができないため、市や社会福祉協議会では「安心しておせっかいができる体制」の構築を進めていきます。

「少しのおせっかい」の「少し」には、誰でもできる、無理せず細く長く続けられるような活動としての意味もあり、地域づくりにかかせない地域での活動を継続・維持していく上でのポイントにもなると考え、キーワードに取り入れました。

おせっかいには、否定的な意味もありますが、この「少しのおせっかい」を「おたがいさま」の関係でできる地域づくりが地域共生社会（※P.●参照）の実現のために重要と考え、基本方針として位置づけます。

※情けは人の為ならず（デジタル大辞泉）

人に親切にすれば、その相手のためになるだけでなく、やがてはよい報いとなって自分にもどってくる、ということ。誤って、親切にするのはその人のためにならないの意に用いることがある。

3 基本目標

本計画の基本理念である「すべての人が ともに生き ともに支えあう 安心して暮らせるまち やす」の実現に向けて、次に掲げる3つの基本目標を掲げ、柔軟で効率的な事業展開に努めます。

【基本目標Ⅰ】ともに支えあう地域づくり ～市民の主体的な地域福祉活動の推進～（市民）

近年では、支えあいや助けあいの仕組みが機能しにくい地区や、地域活動へ参加していない人も増えています。また、各種団体においても構成員の固定化や高齢化、減少による弱体化などがみられ、次代を担う人材の育成が課題として挙げられます。

市民同士のコミュニケーションが円滑に図られ、良好な地域社会が形成できるよう、各種団体の活動をさらに活発にし、次代を担う人材を地域で育成していくよう努めます。

《取組方針》

- （１）安心して暮らせる地域づくり
- （２）地域の中の生きがい（役割）づくり（相互に認め合う関係づくり）

【基本目標Ⅱ】地域生活を支える仕組みづくり ～安心して相談できる体制～（市）

住み慣れた地域で、安心していきいきと暮らしていくためには、支援が必要な時に、必要な支援が素早く、的確に得られることが重要であり、そのためには市民のニーズをなるべく早く正確に把握する仕組みや、市民が相談しやすい環境づくりが必要です。

関係機関や団体等と連携し、身近なところで気軽な相談から専門的な相談まで対応できるよう、ニーズに対応した情報提供や相談体制を構築し、支援を必要とする人が、必要とするサービスを適切に利用できる仕組みづくりを推進します。

《取組方針》

- （１）断らない相談支援体制づくり
- （２）必要な福祉サービスを届ける
- （３）市民の権利を守る

【基本目標Ⅲ】地域と連携した福祉活動の推進（ネットワーク）

子どもや高齢者の見守りなど、地域での支えあいや助けあいの必要性が増しています。地域のすべての人が安心な生活を送ることができるよう、地域と行政等が協働し、体制づくりを進めることが求められています。

市民自らが地域福祉の主体となって、支えあい、助けあいの活動を推進できるような支援を行います。

《取組方針》

- （１）保健・医療・福祉等とのネットワーク
- （２）世代や分野を超えたネットワークづくり

再検討

4 施策の体系

※各項目（右側）の表現が 動詞で終わるものと名詞で終わるものがあり、できれば統一をと思います。

基本理念 すべての人が ともに生き ともに支えあう 安心して暮らせるまち やす		
基本方針 「おたがいさま」と「少しのおせっかい」	基本目標Ⅰ ともに支えあう地域づくり ～ 市民の主体的な 地域福祉活動の推進 ～	(1) 安心して暮らせる地域づくり ① 地域や人のつながりを広めます ② 日頃のつながりから地域の防災に取り組みます ③ 誰もがその人らしく安心して暮らせる地域づくり (2) 地域の中の生きがい（役割）づくり （相互に認め合う関係づくり） ① 生きがいのある地域づくり
	基本目標Ⅱ 地域生活を支える 仕組みづくり ～ 安心して相談できる体制 ～	(1) 断らない相談支援体制づくり ① いつでも・どこでも相談できる体制をつくれます（相談支援） ② さまざまな社会体験・社会参加を進めます（参加支援） ③ 個人から地域へ“輪”を広げていきます（地域づくり） (2) 必要な福祉サービスを届ける ① 必要な福祉サービス等を届ける仕組みをつくれます (3) 市民の権利を守る ① 自分らしく生活できる取り組みを推進します
	基本目標Ⅲ 地域と連携した 福祉活動の推進 ～ 多種多様なネットワークの 構築 ～	(1) 世代や分野を超えたネットワークづくり ① 世代や分野を超えたつながりで地域を創ります 再検討

第4章 計画の展開

基本目標Ⅰ ともに支えあう地域づくり ～市民の主体的な地域福祉活動の推進～

(1) 安心して暮らせる地域づくり

①地域や人のつながりを広めます

誰もが自分らしく暮らしていけるよう、つながりのある地域づくりに取り組みます。

《みんなで取り組んでいくこと》

主 体	役 割	主な取り組み
市民が 取り組むこと	● 隣近所と知り合い、つながるために、あいさつや声かけをします。 ● 困ったとき・困りそうなときは抱え込まず、早めに誰かに相談します。 ● 困っていそうな人がいたときは「大丈夫ですか？」と声をかけ、一緒に考えます。(少しのおせっかい) ● 誰もが参加しやすく、世代を超えて交流できる機会をつくり、積極的に参加します。	・ あいさつや声かけ ・ 子どもの登下校時の見守り ・ 自治会活動 など
事業者等が 取り組むこと	● 日常業務を通して、地域住民のちょっとした異変や SOS を市役所・社会福祉協議会等につなぎます。 ● 市民・関係機関と連携しながら、地域の見守りや支え合い活動に参加します。 ● 地域活動に積極的に参加します。 ● 市民と交流できる場所を提供します。(お祭り)	・ あいさつや声かけ ・ 日常業務を通じた見守り活動 ・ 地域との交流 ・ 空きスペースの開放など地域に向けた施設の活用
福祉事業者等 が取り組む こと	● 市民と交流できる場所を提供します。(サロン)	

主 体	役 割	主な取り組み
社会福祉協議会が 取り組むこと	●人と地域、人と資源がつなげるため、さまざまな世代が話し合える場、見守りの場、居場所づくりを進めます。 ●民生委員・児童委員の活動を支援します。 ●市民・事業者・福祉事業者等とつながり、関係機関同士がつながるよう働きかけます。	・地域での話し合いの場、居場所づくり活動の推進 ・要支援者等の把握と見守り活動の推進 ・民生委員・児童委員の支援 ・各自治会や関係機関等をつなぐための支援
市が 取り組むこと	●市民のちょっとした異変やSOSを早期に発見し、対応することにより、市民が安心して暮らすことができる地域社会を実現するために見守りネットワークを構築します。 ●あいさつや声かけをスクールガードや愛のパトロールなど各種事業を通じて進めます。 ●どんな相談でも受け付ける総合相談の拠点整備など、市民が安心しておせっかいができる体制づくりに取り組みます。	・見守りネットワーク事業 ・事業を通じたあいさつや声かけ ・相談拠点の整備

②日頃のつながりから地域の防災に取り組みます

日頃から隣近所で顔の見える地域づくりを行い、
お互いを知り、気にかけてあい、防災につながるよう取り組みます。

《みんなで取り組んでいくこと》

主 体	役 割	主な取り組み
市民が 取り組むこと	● 日頃から隣近所で互いに助け合える関係を築きます。 ● 地域における災害時の活動体制の構築や避難行動要支援者の把握と情報の管理に取り組みます。 ● 防災に関する研修会や訓練（自主防災活動）に積極的に参加し、いざというときに備えます。	・ 見守り対象者の発見 ・ 自主防災活動への参加
事業者等が 取り組むこと	● 防災に関する研修会や訓練等の積極的な実施・参加に努めます。 ● 避難者の受入れや支援物資の供給など、災害時の支援活動に協力します。	・ 地域の防災活動への参加・協力 ・ 災害時の施設の開放や活用
福祉事業者等 が取り組む こと	● 要支援者の受入れなど、災害時の支援活動に積極的に協力します。 ● 災害発生後、可能な限り早期に福祉サービスの提供を再開できるように努めます。	・ 災害支援物資などの備蓄、施設所有備品の貸し出し

主 体	役 割	主な取り組み
社会福祉協議会が 取り組むこと	● 災害時に備え、見守りマップ等の作成支援や学習会の開催を行います。 ● 民生委員・児童委員等と一緒に活動し、見守り対象者の減災につなげます。 ● 災害時に、迅速に災害ボランティアセンターが設置できるよう、日頃より関係機関と連携し、設置運営訓練等に取り組めます。	・ 見守りマップ等の作成支援 ・ 防災に関する学習会の開催 ・ 見守り対象者への訪問 ・ 災害ボランティアセンターの設置運営訓練
市が 取り組むこと	● 避難行動要支援者の把握に努め、関係機関との連携体制の構築に取り組めます。 ● 要支援者とともに訓練等を実施します。 ● 避難行動要支援者登録制度の啓発を行い、必要に応じて、活用しやすい制度の改善に取り組めます。 ● 市内の社会福祉施設等の中から要支援者の受入れが可能な施設に対し、災害時の利用に関する協定の締結を進めます。 (2 次的な避難所としての福祉避難所の拡充)	・ 避難行動要支援者登録制度の登録推進 ・ 災害時の要支援者支援 ・ 日頃の防災対策の充実 ・ 福祉避難所の拡充

③誰もがその人らしく安心して暮らせる地域づくり

地域社会のあらゆるバリア（障壁）を取り除き、
互いに人格と個性を尊重しながら、誰もが笑顔で暮らせる社会をめざします。

《みんなで取り組んでいくこと》

主 体	役 割	主な取り組み
市民が 取り組むこと	● 障がいのある人や児童、高齢者に対する理解を深め、虐待を防ぐようなど、福祉や人権を学習する場に積極的に参加します。 ● 子どもの頃から地域や福祉に目を向け、関心を持つことができるよう、さまざまな活動への子どもの参加を呼びかけます。な機会づくりに取り組みます。 ● だれもが地域の一員として認めあい、地域の中でともに活躍できるよう、地域での活動に参加場を提供します。	・研修会等への開催参加 ・多様な人との交流の場や機会の充実
事業者等が 取り組むこと	● 障がいのある人や児童、高齢者に対する理解を深め、虐待を防ぐようなど、福祉や人権を学習する場を積極的に開催・参加します。 ● すべての人が働きやすい環境を整備します。（合理的配慮） ● すべての人が利用しやすい店舗等の環境を整備します。（合理的配慮）	・企業内研修の開催・参加 ・合理的配慮 ・福祉体験活動等の受入れ
福祉事業者等 が取り組む こと	● 福祉体験活動などを受け入れ、市民等が福祉を学ぶ機会を提供します。	

主 体	役 割	主な取り組み
社会福祉協議会が 取り組むこと	● 小中高等学校の福祉学習を進めます。 ● 関係機関との連携の下、各校へ福祉学習プログラムを提供します。 ● 地域の中で ともに 生きることが できる 地域づくりに取り組む ために、福祉や人権を学習する機会を 提供 します。 ● 必要な人に必要な情報が届くように、すべての人が利用しやすい情報 アクセビリティの確保を 支援 します。	・ 福祉推進校との連携 ・ 福祉大会の開催 ・ 出前講座による学ぶ機会の提供 ・ アクセビリティの確保の支援
市が 取り組むこと	● 年齢・障がいの有無に関わらず、すべての市民が利用しやすい公共施設などの環境を整備します。(ハードのバリアフリー) ● 視覚障がい対応や多言語 など によるホームページの開設、ルビやユニバーサルデザインフォントの使用 など によるお知らせなど、アクセシビリティの確保に努めます。 ● 安心して暮らせるよう、住宅改修・改造等の助成事業等を推進します。 ● 障がい のある人 や児童、高齢者 に対する理解を深め、虐待を防ぐよう など、福祉や人権を学習する場の開催 も、または は 開催の支援を行います。(心のバリアフ	・ 公共施設などにおけるバリアフリーの推進 ・ ホームページや発信文書等のアクセシビリティの確保 ・ 安心して暮らせる住居の整備支援 ・ 人権学習・啓発活動の推進

(2) 地域の中の生きがい（役割）づくり（相互に認め合う関係づくり）

①生きがいのある地域づくり

すべての人に役割があり、“支える”・“支えられる”の関係性を超えて、それぞれが役割を持って活動できる地域づくりの取り組みを進めます。

《みんなで取り組んでいくこと》

主 体	役 割	主な取り組み
市民が 取り組むこと	● 地域の活動へ積極的に参加します。 ● 誰もが参加しやすくなるよう、呼びかけます。（おきそい運動） ● 地域への愛着を持つよう、子どもの頃から地域の活動における役割をつくるなど、地域への愛着の醸成を図ります。 ● 地域の一員として、自らの持つ知識や技術、経験を活かせるよう生かし、ボランティア講座へ参加し、地域に役立てます。	・ 地域の活動への参加・参画 ・ 地域の活動の担い手の育成、子どもへの参加の呼びかけ ・ ボランティア講座等への参加
事業者等が 取り組むこと	● 地域の活動に積極的に参加します。 ● 従業員が地域の活動に参加できるよう配慮します。 ● 地域の研修会などへ講師を派遣します。 ● 地域貢献の一環として、イベント等を通して市民と交流できる機会をつくります。	・ 地域の活動への参加・参画 ・ ボランティア休暇取得の推進 ・ 施設の開放と活用の提案
福祉事業者等 が取り組む こと	● 福祉ボランティアを積極的に受け入れます。	・ 介護技術等の研修の開催

主 体	役 割	主な取り組み
社会福祉協議会が 取り組むこと	●すべての人が生きがいをもって活動できる場・仲間づくりを支援します。 ●ボランティア活動をはじめとした地域の活動に関する相談、活動紹介、情報提供などを行い、地域住民の活動・参加を推進・支援します。 ●ライフスタイルに合わせて、ボランティア活動など、地域の活動につながる各種講座を開催します	・地域の活動への支援・応援 ・ボランティア相談、情報の提供 ・ボランティア講座の実施
市が 取り組むこと	●ボランティア活動をはじめとした地域の活動を行う各種団体の交流や情報共有を促進する環境の整備に努めます。 ●コミュニティセンターを拠点として、まちづくりや地域の活動に関わる人材の育成や活動の支援を進めます。	・地域の活動に関する情報提供や人材育成 など

基本目標Ⅱ 地域生活を支える仕組みづくり ～安心して相談できる体制～

(1) 断らない相談支援体制づくり

①いつでも・どこでも相談できる体制をつくります（相談支援）

困っている人、困っていることに気づいていない人を見つけて
ともに解決をめざす体制づくりに取り組みます。

《みんなで取り組んでいくこと》

主 体	役 割	主な取り組み
市民が 取り組むこと	● 日頃から困りごとを抱え込まずに相談します。 ● サロン等の集いの場において困りごとを聞きます。 ● 気になったことや相談を受けたときは、民生委員・児童委員、市、社会福祉協議会、会などの相談窓口に連絡します。	・ サロン等の集いの場における相談・見守り活動 ・ 地域内での話し合いの場の推進
事業者等が 取り組むこと	● 気になる人に気づいたときは、早期発見・早期対応につながるよう、早めの相談を促し、市や社会福祉協議会などへ連絡・相談します。 ● 従業員に対し、健康相談等を通じた相談体制を充実します。	・ 日常業務を通じた見守り活動 ・ 地域住民が相談しやすい環境づくり ・ 健康相談・メンタルヘルス等
福祉事業者等 が取り組む こと	● 利用者を取り巻く世帯等にも目を向け、必要な関係機関と連携し支援をします。	・ 家族等も含めた相談支援の充実・強化

主 体	役 割	主な取り組み
社会福祉協議会が 取り組むこと	● コミュニティソーシャルワーカー（CSW）を各中学校圏域ごとに配置し、地域で身近な相談体制を整備します。 ● 自治会単位で＝福祉課題について話し合える場（福祉懇談会などいい名前を募集中）をつくり、相談＝（地域生活課題）＝の掘り起こしにつなげます。（アウトリーチ） ● 福祉資金貸付・地域福祉権利擁護事業などのの業務において、主訴以外の困りごとも見逃さないよう対応＝に＝取り組みします。 ● 民生委員・児童委員の見守り活動を支援するとともに、情報共有の場をつくります。	・ CSW の配置 ・ 地域の話し合いの場からつながる課題相談者の掘り起こし ・ 心配ごと相談や＝介護・障がいの相談等、各事業を通じた相談対応力の強化 ・ 民生委員・児童委員等関係機関との連携
市が 取り組むこと	● すべての相談を受け止め、伴走しながら解決を目指す相談体制を構築します。 ● 市民に身近な相談場所となるよう、中学校圏域毎に相談拠点を整備します。 ● すべての人がどこでも相談できる、相談方法を整備します。（タブレット） ● 複雑で多岐にわたる課題がある相談について、各関係機関が連携を強化し解決に努めます。 ● 相談につながりにくい相談者に対し、就労支援や食糧支援等を通じた働きかけを行います。 ● 生活圏域ごとの地域ぐるみの相談支援体制づくりを推進します。（安心しておせいかいができる仕組みづくり） ● 業務を通じて SOS のサインを感じ取れるよう、職員研修・事業者研修に取り組みます。	・ 包括的な相談体制（断らない）の整備 ・ 多機関が情報共有や協議を行う場の設置（支援会議等） ・ 市民相談総合支援推進会議

②さまざまな社会体験・社会参加を進めます（参加支援）

住民や関係機関と連携し、
社会とのつながるきっかけづくりやさまざまなチャレンジができるよう応援します。

《みんなで取り組んでいくこと》

主 体	役 割	主な取り組み
市民が 取り組むこと	●地域の活動に参加できるきっかけをつくれます。 ●サークルなどの趣味や興味ある活動を通して仲間づくりをします。	・地域活動への参加・呼びかけ ・サークル等の活動への参加・呼びかけ
事業者等が 取り組むこと	●社会とのつながりづくりに向けて、就労体験や社会体験の場など、市民がチャレンジできるする機会を確保・提供します。	・就労体験・社会体験の場の提供 ・制度対象外の利用者の受け入れ
福祉事業者等 が取り組む こと	●介護保険や障がい福祉サービスなどの制度対象者以外の人にもその人らしく参加できる場を提供します。	

主 体	役 割	主な取り組み
社会福祉協議会が 取り組むこと	●地域のさまざまな活動の情報を収集・整理し、相談者のニーズや課題に適した活動を紹介し、必要に応じて今ある取組みを拡充します。 ●相談者が安心して一歩を踏み出せるよう、一緒に考え、継続的に支援します。 ●受け入れ先の悩みや課題にも寄り添いサポートします。	・地域の活動の情報収集・整理・拡充 ・本人と地域の活動のマッチング ・本人と受け入れ先のフォローアップ
市が 取り組むこと	●社会体験、就労体験できる機会の提供に努めます。 ●関係機関へ社会体験、就労体験の場の提供に関し協力の依頼等を行います。 ●高齢や障がい者、生活困窮者等へ就労支援を行います。 ●さまざまな人が集まる機会の提供を行います。	・社会体験、就労体験 ・やすワーク ・やすクール

③個人から地域へ“輪”を広げていきます（地域づくり）

すべての人が役割をもって参加できる場をつくり、お互いが必要とされ、困ったら誰かが声をかけてくれる関係性を育む地域づくりに取り組みます。

《みんなで取り組んでいくこと》

主 体	役 割	主な取り組み
市民が 取り組むこと	● お互いの顔と名前を知りあう ことができよう、地域の輪を広げます。 ● 地域からの孤立を防ぐため、住民同士がつながる場や機会に 積極的に参加します をつくれます。 ● 個人の困りごとを共有し て、地域の課題として取り組みます。	・ 地域の活動への参加 ・ 住民同士がつながる場づくり ・ 福祉懇談会（まちのこんだんかい・芋煮会）等の 場に参加
事業者等が 取り組むこと	● 地域の事業者として地域活動に参加します。 ● 地域貢献の一環として イベント等を通して、市民と交流できる機会をつくりま ● 地域での話し合いの場に参加します。	・ 地域活動への参加・参画 ・ 福祉懇談会への参加 ・ 事業所のイベント等の開催
福祉事業者等 が取り組む こと	● 利用者と市民の交流の場を提供します。	・ 施設の開放と活用 の提案

主 体	役 割	主な取り組み
社会福祉協議会が 取り組むこと	● コミュニティソーシャルワーカー（CSW）が地域へ出向き、地域ののを知り、困りごとを把握し、その困りごとを地域課題として取り組めるよう働きかけます。 ● 地域での支え合いを推進するため、情報提供や提案を行うなど、市民とともに活動や仕組みづくりを進めます。	・ CSW の配置 ・ 地域の状況把握 ・ 話し合いの場づくり ・ 居場所づくり ・ 見守り活動の推進
市が 取り組むこと	● 市民が楽しめる交流の場を作ります。 ● 市民、事業者の活動を支援します。 ● ボランティア活動をはじめとした地域の活動を行う各種団体の交流や情報共有を促進する環境の整備に努めます。	・ 各種イベント ・ タウンミーティングや出前講座 ・ 関係団体等への支援

(2) 必要な福祉サービス等を届ける仕組みづくり

①必要な福祉サービス等を届ける仕組みをつくります

各種制度・施策を必要とする人に届け、利用できる仕組みを整えるとともに、その人や家族が~~に必要なさまざまな仕組み・取り組みを利用することにより~~自分らしく生活ができるよう支援します。

《みんなで取り組んでいくこと》

主 体	役 割	主な取り組み
市民が 取り組むこと	● 困ったときの相談先や福祉サービス・制度等を知るために研修会等へ参加します。 ● 自分らしく暮らすため、必要に応じて福祉サービス等を積極的に利用します。(利用者、家族それぞれ) ● 福祉サービスについて、知ったこと、利用した体験談などを周囲へ広めます。 ● 福祉サービス等の利用についてわからないことは、民生委員・児童委員や市、社会福祉協議会などに相談します。	・研修会等への実施参加 ・福祉サービスの情報収集周知 ・必要な福祉サービスの利用 ※知って・使って・広めましょう！
事業者等が 取り組むこと	● 福祉制度等について理解をすすめます。 ● 子ども・高齢者・障がいのある人など支援を必要とする人に対する理解を深めます。 ● 福祉サービスのパンフレット配布等、周知啓発へ協力します。	・研修会等の実施・参加 ・周知啓発への協力 ・質の高い福祉サービスの提供
福祉事業者等 が取り組む こと	● より質の高い福祉サービスの提供に努めます。 ● 利用者を取り巻く世帯等にも目を向け、必要な関係機関と連携して支援をします。 ● 必要に応じて介護保険制度などに限らない福祉サービス等の利用を進めます。	・家族等も含めた相談支援の充実・強化 ・制度外の福祉サービス等の検討

主 体	役 割	主な取り組み
社会福祉協議会が 取り組むこと	●子どもが健やかに成長できるよう、地域の子育て支援事業を推進します。 ●すべての住民が安心して生活できるよう、金銭管理や貸付など、さまざまな相談を受け支援します。 ●適切な福祉サービス等を利用できるよう、民生委員・児童委員と連携し、市民へ情報を届けます。	・学童保育事業 ・ファミリー・サポート・センター事業 ・地域福祉権利擁護事業 ・福祉資金貸付事業 ・民生委員・児童委員等関係機関との連携
市が 取り組むこと	●ライフステージに応じたプッシュ型の福祉サービスの情報提供、サービス提供体制の強化に努めます。 ●窓口対応等を通じて、声なき声に気づき、必要なサービス提供を行える体制を目指します。 ●福祉サービスを届けるまでの利用調整機能の強化を行います。	・プッシュ型のサービス提供体制の構築 ・相談支援を含めたサービスの強化

(3) 市民の権利を守る体制づくり

①自分らしく生活できる取り組みを推進します

すべての人が一人の「人」として人権が大切にされ、
権利が守られる地域づくりをすすめます。

《みんなで取り組んでいくこと》

主 体	役 割	主な取り組み
市民が 取り組むこと	●すべての人がその人らしく暮らすことができるよう、地域の中でお互いに気かけます。 ●虐待や権利侵害に気づいたときは、速やかに市や関係機関に連絡します。	・日々の見守り ・虐待の疑いのあるケースの相談・通報
事業者等が 取り組むこと	●虐待や権利侵害に気づいたときは、速やかに市や関係機関に連絡します。 ●判断能力が不十分な人に対し、契約時に適切な自己決定や選択ができるよう、関係機関と連携します。	・虐待の疑いのあるケースの相談・通報 ・判断能力不十分者など要支援者の発見・関係機関との連携
福祉事業者等 が取り組む こと	●利用者が自分らしく暮らせるよう、権利を守ります。 ●利用者を取り巻く世帯等にも目を向け、必要な関係機関と連携し支援をします。	

主 体	役 割	主な取り組み
社会福祉協議会が 取り組むこと	●利用者や相談者の権利を守り、相談支援に取り組めます。 ●判断能力が不十分な人が地域で生活するための支援を行います。 ●虐待や権利侵害に気づいたときは、速やかに市や関係機関に連絡します。	・地域福祉権利擁護事業 ・虐待・権利侵害の疑いのあるケースの相談・通報
市が 取り組むこと	●虐待やドメスティックバイオレンス等の権利侵害を早期発見・予防できるよう、相談支援体制の充実、関係機関との連携強化に努めます。 ●地域で安心して自分らしい生活が送れるよう、成年後見制度等の整備、利用促進、周知等を行います。 ●判断能力が低い・低下した人への理解が深まるように啓発をします。 ●困りごと軽減するため、民生委員児童委員等と連携します。	・児童・高齢・障がいの虐待対応 ◎成年後見制度計画

基本目標Ⅲ 地域と連携した福祉活動の推進（多様なネットワークの構築）

（１）世代や分野を超えたつながりで創る地域づくり

（旧１・２）保健・医療・福祉等との連携、市民・自治会・事業者・行政等の連携・協働

①世代や分野を超えた誰もが役割を担い、みんなで取り組む体制づくり

一人ひとりの状況や課題に応じた具体的な支援の実現に向け、就労、住居、福祉、医療、教育など、**さまざまな**分野が連携した包括的な支援体制の構築を進めます。

《みんなで取り組んでいくこと》

主 体	役 割	主な取り組み
市民が 取り組むこと	● お互いを認め合い、世代を超えて交流できる場や機会に参加しますをつくります。 ● 地域の活動やサークル活動などに参加します。 ● 気になったことは民生委員・児童委員や市、社会福祉協議会などの相談窓口に連絡します。	・ 地域活動やサークル活動等への参加・協力 ・ 地域内での話し合いの場づくり
事業者等が 取り組むこと	● 一人ひとりの力が活用でき、就労につながる場づくりに努めます。 ● 住居、福祉、医療、教育など、さまざまな分野の事業所と連携し、地域住民のニーズに寄り添った事業を実施することでも、地域課題の解決につなげます。 ● 地域と連携した居場所づくりや見守り活動など、地域住民に寄り添った活動に取り組めます。	・ 就労の場等の提供 ・ 施設の開放と活用の提案 ・ 多機関連携による家族等への支援
福祉事業者等 が取り組む こと	● 利用者を取り巻く世帯等にも目を向け、必要な関係機関と連携し支援をします。	

主 体	役 割	主な取り組み
社会福祉協議会が 取り組むこと	● 地域での支えあいが各地域で広がるようを推進するため、さまざまな分野の関係者・企業・団体等と連携して各地域で広がるよう取り組みます。 ● 共同募金運動等を通じて、市民や事業者などと連携し、地域福祉への理解を広めます。 ● 民生委員・児童委員等と連携し、支援を必要とする人が地域で安心して暮らせるよう支援します。	・多機関・多分野との連携（生活支援体制整備事業） ・共同募金を通じた地域福祉の理解促進 ・民生委員・児童委員等、関係機関との連携
市が 取り組むこと	● 趣味やスポーツイベント等を通じた多世代交流の場を支援します。 ● 保健・医療・教育・福祉等、他（多）分野・の連携を強化します。 ● 弁護士や司法書士等とともに任意後見制度や死後事務委任契約や遺言といった終活に関する支援を行います。 ● 不動産業者等いわゆる福祉以外の地域の企業とも連携し、住居の問題や各種生活上の支援を進めます。 ● 生活困窮者等への支援を通じて、医療等の専門家とともに自殺対策や犯罪者の社会復帰に取り組みます	・多世代交流の仕組みづくり ・各専門機関等との連携 ◎自殺対策 ◎再犯防止計画

(2) 市民・自治会・事業者・行政等の連携・協働 ⇒削除？

①誰もが役割を担い、みんなで取り組む体制づくり

多様な地域ニーズに対応するために、
地域におけるさまざまな施設、団体などと連携・協力し、
その地域の実状に応じた~~活動ができるように、~~地域福祉のネットワークづくりに努め

《みんなで取り組んでいくこと》

主 体	役 割	主な取り組み
市民が 取り組むこと	● 地域での支えあいにつながるよう、地域活動へ参加します。 ● 非常時にも安否確認できるよう、日頃からお互いに見守り、支えあい、非常時にも安否確認できるように取り組みます。 ● 自分の地域を、より良くするための取り組みができるように努めます。	・ 自治会活動への参加 ・ 見守り活動 ・ 地域活動への協力
事業者等が 取り組むこと	● 日々の活動を通じた地域の見守り活動に取り組みます。 ● 日頃からの取り組みにおいて、地域と連携した居場所づくりに取り組みます。 ● さまざまな団体が特技や資源をもちより、協議しながら活動を行うことで、住民の多様なニーズに柔軟・迅速に対応しますできる。	・ 市内での見守り活動 ・ 空きスペースの活用 ・ 地域福祉に関する会議に参加
福祉事業者等 が取り組む こと	● 日々の活動を通じた地域の見守り活動に取り組みます。 ● 日頃の取り組みにおいて、地域と連携した居場所づくりに取り組みます。 ● さまざまな団体が特技や資源をもちより、協議しながら活動を行うことで、住民の多様なニーズに柔軟・迅速に対応できる。 ↑と同じ？	

主 体	役 割	主な取り組み
社会福祉協議会が 取り組むこと	● 地域との話し合いの中から、必要とする資源をつなぎ、不足する場合は新たな資源の開発を行います。 ● 地域福祉に必要な基盤整備と必要な福祉サービスの充実、関係機関をつなぐネットワーク化に取り組めます。 （誰もが安心してくらするよう、助け合い・支え合いのネットワークづくりを進めます。（同じ？）） ● 市へ相談があったケース等で、地域へのつながりが必要な場合は、市・地域・事業所等と働きかけ、連携し、すること その人にあった活動に参加できるよう取り組みます。（市と協働。市と地域のつなぎ役？） ● 地域の課題を解決していくための支援として、地域活動に必要な資金を確保します。	・ 生活支援体制整備事業からのつながり・協働 ・ 地域の居場所支援 ・ 共同募金等の活用
市が 取り組むこと	● 市民・自治会・事業者・行政のネットワークづくり ● 交流の拠点づくり ● 社会福祉協議会との連携強化 ● 地域住民が集う拠点の整備（※拠点整備は②へ）	

別出し計画

- 2-1 生活困窮者等への支援計画（重層的支援体制整備事業実施計画）
- 2-3 市民の権利を守る（成年後見計画部分）
- 3-1 再犯防止計画

第5章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、市民や関係団体等の自主的な取り組みが大切です。市民や関係団体等の自主性を尊重しつつ、さまざまな形で協力するとともに、必要に応じた推進・調整を図っていきます。

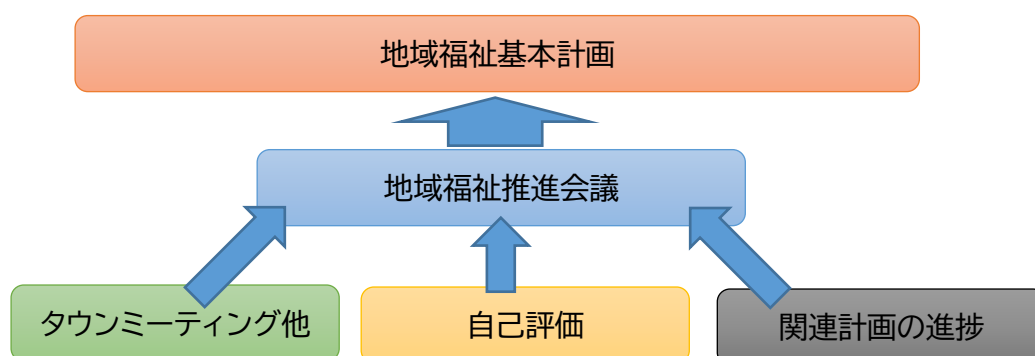
また、複雑多様化する地域生活課題に、迅速かつ効果的に対応するため、市の担当部局等だけでなく、福祉関係機関や福祉施設との連携、関係課による連絡調整や、互いに協力しあう体制を整備するとともに、各種会議や研修会等を通じて福祉のネットワークを充実していきます。

2 計画の評価・検証

本計画は、「すべての人が ともに生き ともに支えあう 安心して暮らせるまち やす」を基本理念とし、それを達成するために、地域において取り組むべきこと、市や社会福祉協議会で実施していくことについて定めた計画になります。

本計画の進捗状況や評価等については、「地域福祉計画推進会議（仮）」を設置し、各年度の評価・検証を行います。

推進会議による評価・検証のため、タウンミーティングや出前講座等を継続して実施し、市民等から直接意見聴取を行うとともに市や社会福祉協議会等各取組の実施機関による進捗管理や自己評価を毎年行います。長期的な視点のもと、各福祉関連計画の進捗状況の定期的な点検・把握等の進行管理を行うとともに、必要な事項の協議を行い、より効果的な取り組みを推進していきます。



資料編

1 策定委員会設置要綱

2 策定委員会委員名簿

3 用語解説

○野洲市くらし支えあい条例（平成 28 年 6 月 24 日条例第 20 号）

（定義）

第 2 条 この条例において使用する用語は、次項に定めるもののほか、消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（4）生活困窮者等 経済的困窮、地域社会からの孤立その他の生活上の諸課題を抱える市民をいう。

（基本理念）

第 3 条 この条例の目的を達成するための施策は、次に掲げる事項を基本として行わなければならない。

（2）生活困窮者等に対しては、その者の生活上の諸課題の解決及び生活再建に資するよう、総合的に支援すること。

第 3 章 生活困窮者等への支援等

（生活困窮者等の発見）

第 23 条 市は、その組織及び機能の全てを挙げて、生活困窮者等の発見に努めるものとする。

（支援の方法）

第 24 条 市は、生活困窮者等を発見したときは、その者の生活上の諸課題の解決及び生活再建を図るため、その者又は他の者からの相談に応じ、これらの者に対し、必要な情報の提供、助言その他の支援を行うものとする。

2 市は、生活困窮者等のために法第 8 条第 2 項各号に掲げる事務を行うに当たって必要があると認めるときは、生活上の諸課題の解決も図るものとする。

第3期 野洲市地域福祉基本計画
ふだんのくらしのしあわせ計画
～みんなで育む 安心のまち～

発行年月：令和3年4月

発行：野洲市・野洲市社会福祉協議会

野洲市役所 健康福祉部 社会福祉課
〒520-2395
滋賀県野洲市小篠原 2100 番地 1
TEL 077-587-6024
Fax 077-586-2177

社会福祉法人 野洲市社会福祉協議会
〒520-2423
滋賀県野洲市西河原 2400
TEL 077-589-4683
FAX 077-589-5783